

航空自衛隊達第18号
航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）の規定に基づき、航空自衛隊の基本教育に関する達を次のように定める。
昭和41年7月1日

航空幕僚長 空将 牟田 弘国

航空自衛隊の基本教育に関する達（登録報告）

改正 昭和41年10月13日航空自衛隊達第30号
昭和42年 3月30日航空自衛隊達第11号
昭和42年 7月27日航空自衛隊達第27号
昭和42年10月19日航空自衛隊達第39号
昭和43年 7月11日航空自衛隊達第19号
昭和44年 4月23日航空自衛隊達第17号
昭和44年 6月27日航空自衛隊達第26号
昭和44年 9月26日航空自衛隊達第40号
昭和45年 1月21日航空自衛隊達第 1号
昭和45年 3月31日航空自衛隊達第10号
昭和45年 6月23日航空自衛隊達第17号
昭和45年 7月15日航空自衛隊達第19号
昭和45年12月22日航空自衛隊達第29号
昭和46年 2月 3日航空自衛隊達第 2号
昭和46年 6月14日航空自衛隊達第20号
昭和47年 3月13日航空自衛隊達第10号
昭和47年 9月26日航空自衛隊達第30号
昭和48年 3月17日航空自衛隊達第 4号
昭和48年 9月29日航空自衛隊達第22号
昭和48年12月21日航空自衛隊達第36号
昭和49年 4月11日航空自衛隊達第 9号
昭和49年 4月11日航空自衛隊達第10号
昭和49年 4月20日航空自衛隊達第15号
昭和49年 8月 1日航空自衛隊達第25号
昭和49年 8月13日航空自衛隊達第26号
昭和49年11月 9日航空自衛隊達第37号
昭和49年12月18日航空自衛隊達第40号
昭和50年 3月22日航空自衛隊達第 8号
昭和50年10月 6日航空自衛隊達第17号
昭和50年10月 9日航空自衛隊達第18号
昭和50年11月27日航空自衛隊達第19号
昭和51年 3月10日航空自衛隊達第 6号
昭和51年 5月29日航空自衛隊達第14号
昭和51年12月11日航空自衛隊達第31号
昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号
昭和52年 3月31日航空自衛隊達第 6号
昭和52年 9月28日航空自衛隊達第15号
昭和53年 1月10日航空自衛隊達第 1号
昭和53年 3月13日航空自衛隊達第 8号
昭和53年 5月11日航空自衛隊達第12号
昭和53年 7月21日航空自衛隊達第23号
昭和54年 2月26日航空自衛隊達第 5号
昭和54年 3月12日航空自衛隊達第 9号
昭和54年 5月22日航空自衛隊達第15号
昭和54年 6月22日航空自衛隊達第17号
昭和54年 8月 3日航空自衛隊達第19号

昭和54年12月24日航空自衛隊達第24号
昭和55年 4月 5日航空自衛隊達第 6号
昭和55年 8月 1日航空自衛隊達第11号
昭和55年11月15日航空自衛隊達第22号
昭和56年 2月 7日航空自衛隊達第11号
昭和56年 4月 3日航空自衛隊達第25号
昭和57年 3月12日航空自衛隊達第 4号
昭和57年 4月 9日航空自衛隊達第13号
昭和57年12月15日航空自衛隊達第36号
昭和58年 4月 5日航空自衛隊達第 7号
昭和58年 9月27日航空自衛隊達第11号
昭和58年11月11日航空自衛隊達第15号
昭和58年12月 6日航空自衛隊達第20号
昭和59年 1月31日航空自衛隊達第 4号
昭和59年 4月11日航空自衛隊達第12号
昭和59年 4月18日航空自衛隊達第13号
昭和59年 6月30日航空自衛隊達第19号
昭和59年 7月10日航空自衛隊達第20号
昭和59年 9月19日航空自衛隊達第24号
昭和60年 4月15日航空自衛隊達第14号
昭和60年 5月20日航空自衛隊達第16号
昭和61年 1月31日航空自衛隊達第 4号
昭和61年 2月10日航空自衛隊達第 5号
昭和61年 2月24日航空自衛隊達第 7号
昭和61年 4月 5日航空自衛隊達第 8号
昭和61年 9月30日航空自衛隊達第17号
昭和61年12月26日航空自衛隊達第36号
昭和62年 3月20日航空自衛隊達第14号
昭和62年 7月16日航空自衛隊達第26号
昭和62年 9月24日航空自衛隊達第31号
昭和62年12月 9日航空自衛隊達第36号
昭和63年 3月25日航空自衛隊達第 4号
昭和63年 4月 8日航空自衛隊達第11号
昭和63年 7月28日航空自衛隊達第21号
昭和63年 9月30日航空自衛隊達第26号
平成元年 2月28日航空自衛隊達第 4号
平成元年 3月16日航空自衛隊達第25号
平成元年 5月29日航空自衛隊達第33号
平成元年 9月 5日航空自衛隊達第41号
平成 2年 2月13日航空自衛隊達第 3号
平成 2年 3月 7日航空自衛隊達第 8号
平成 2年 3月23日航空自衛隊達第11号
平成 2年 5月31日航空自衛隊達第23号
平成 2年 7月11日航空自衛隊達第27号
平成 2年 9月11日航空自衛隊達第29号
平成 3年 3月14日航空自衛隊達第 8号
平成 3年 4月23日航空自衛隊達第19号
平成 3年10月22日航空自衛隊達第26号
平成 3年12月 2日航空自衛隊達第30号
平成 4年 3月27日航空自衛隊達第 7号
平成 4年 4月10日航空自衛隊達第20号
平成 4年 7月14日航空自衛隊達第35号
平成 5年 7月28日航空自衛隊達第26号
平成 5年 9月21日航空自衛隊達第35号
平成 5年10月19日航空自衛隊達第37号

平成 5年11月26日 航空自衛隊達第42号
平成 5年11月30日 航空自衛隊達第44号
平成 5年12月22日 航空自衛隊達第46号
平成 6年 6月24日 航空自衛隊達第26号
平成 6年 7月13日 航空自衛隊達第28号
平成 7年 2月20日 航空自衛隊達第 5号
平成 7年 7月20日 航空自衛隊達第27号
平成 8年 3月27日 航空自衛隊達第 7号
平成 8年12月 4日 航空自衛隊達第21号
平成 9年 3月28日 航空自衛隊達第12号
平成 9年 6月12日 航空自衛隊達第14号
平成 9年10月 9日 航空自衛隊達第23号
平成 9年12月17日 航空自衛隊達第29号
平成10年 3月23日 航空自衛隊達第 5号
平成10年 3月27日 航空自衛隊達第 7号
平成10年 4月20日 航空自衛隊達第 9号
平成10年 5月12日 航空自衛隊達第11号
平成11年 3月24日 航空自衛隊達第 7号
平成11年 5月28日 航空自衛隊達第16号
平成11年 6月10日 航空自衛隊達第18号
平成12年 2月15日 航空自衛隊達第 4号
平成12年 3月29日 航空自衛隊達第18号
平成12年 5月25日 航空自衛隊達第31号
平成12年11月 1日 航空自衛隊達第48号
平成12年12月 5日 航空自衛隊達第51号
平成12年12月11日 航空自衛隊達第53号
平成12年12月14日 航空自衛隊達第55号
平成13年 3月23日 航空自衛隊達第 9号
平成13年 3月30日 航空自衛隊達第20号
平成13年 6月 4日 航空自衛隊達第25号
平成13年 8月28日 航空自衛隊達第34号
平成13年11月 1日 航空自衛隊達第38号
平成14年 6月28日 航空自衛隊達第14号
平成14年 8月 9日 航空自衛隊達第18号
平成15年 2月17日 航空自衛隊達第 3号
平成15年 3月14日 航空自衛隊達第 4号
平成15年 7月 4日 航空自衛隊達第29号
平成16年 3月29日 航空自衛隊達第 7号
平成16年 9月28日 航空自衛隊達第23号
平成17年 2月22日 航空自衛隊達第 1号
平成17年 3月31日 航空自衛隊達第 9号
平成17年 4月20日 航空自衛隊達第15号
平成17年 7月19日 航空自衛隊達第22号
平成17年 8月 1日 航空自衛隊達第23号
平成18年 3月24日 航空自衛隊達第14号
平成18年 3月30日 航空自衛隊達第23号
平成18年 7月26日 航空自衛隊達第35号
平成18年 7月28日 航空自衛隊達第36号
平成18年12月21日 航空自衛隊達第46号
平成19年 1月 5日 航空自衛隊達第 1号
平成19年 1月24日 航空自衛隊達第 3号
平成19年 5月28日 航空自衛隊達第27号
平成19年 8月31日 航空自衛隊達第39号
平成19年 9月 5日 航空自衛隊達第43号
平成19年 9月14日 航空自衛隊達第44号

平成19年10月11日航空自衛隊達第49号
平成20年 3月27日航空自衛隊達第 9号
平成20年 3月28日航空自衛隊達第12号
平成20年 9月29日航空自衛隊達第33号
平成20年11月19日航空自衛隊達第35号
平成20年12月22日航空自衛隊達第39号
平成21年 3月27日航空自衛隊達第 9号
平成21年 4月 8日航空自衛隊達第13号
平成21年 6月23日航空自衛隊達第20号
平成21年 7月29日航空自衛隊達第28号
平成21年 9月28日航空自衛隊達第38号
平成22年 1月14日航空自衛隊達第 1号
平成22年 4月 1日航空自衛隊達第 8号
平成22年 5月18日航空自衛隊達第12号
平成22年 6月25日航空自衛隊達第15号
平成23年 3月25日航空自衛隊達第 6号
平成23年 5月20日航空自衛隊達第23号
平成23年 7月26日航空自衛隊達第29号
平成23年 8月30日航空自衛隊達第33号
平成23年12月 2日航空自衛隊達第40号
平成23年12月15日航空自衛隊達第42号
平成24年 7月26日航空自衛隊達第46号
平成24年 9月12日航空自衛隊達第47号
平成24年12月17日航空自衛隊達第59号
平成25年 1月29日航空自衛隊達第 2号
平成25年 3月26日航空自衛隊達第29号
平成25年11月 7日航空自衛隊達第78号
平成26年 5月 1日航空自衛隊達第45号
平成26年 7月31日航空自衛隊達第60号
平成26年 9月18日航空自衛隊達第76号
平成27年 1月 5日航空自衛隊達第 1号
平成27年 2月24日航空自衛隊達第 4号
平成27年 9月30日航空自衛隊達第27号
平成27年11月12日航空自衛隊達第54号
平成28年 3月29日航空自衛隊達第33号
平成28年 4月19日航空自衛隊達第36号
平成28年 4月26日航空自衛隊達第37号
平成28年12月14日航空自衛隊達第56号
平成29年 3月13日航空自衛隊達第 7号
平成29年 5月12日航空自衛隊達第21号
平成29年 6月23日航空自衛隊達第27号
平成29年 7月31日航空自衛隊達第36号
平成30年 3月29日航空自衛隊達第 5号
平成30年 5月15日航空自衛隊達第12号
平成30年 6月 4日航空自衛隊達第15号
平成30年11月14日航空自衛隊達第22号
平成31年 1月23日航空自衛隊達第 1号
平成31年 3月29日航空自衛隊達第20号
平成31年 4月 9日航空自衛隊達第22号
平成31年 4月24日航空自衛隊達第24号
令和元年 5月27日航空自衛隊達第2号
令和元年 9月 9日航空自衛隊達第16号
令和2年 2月 4日航空自衛隊達第 3号
令和2年 3月25日航空自衛隊達第19号
令和2年 3月26日航空自衛隊達第27号

令和2年9月29日航空自衛隊達第52号
令和2年10月29日航空自衛隊達第54号
令和2年11月11日航空自衛隊達第55号
令和3年3月17日航空自衛隊達第45号
令和3年4月21日航空自衛隊達第45号
令和3年5月21日航空自衛隊達第48号
令和3年5月25日航空自衛隊達第49号
令和3年10月4日航空自衛隊達第72号
令和3年10月22日航空自衛隊達第73号
令和3年12月20日航空自衛隊達第76号
令和4年2月21日航空自衛隊達第8号
令和4年3月17日航空自衛隊達第24号
令和4年5月16日航空自衛隊達第38号
令和4年6月24日航空自衛隊達第44号
令和4年10月31日航空自衛隊達第48号
令和4年12月23日航空自衛隊達第56号
令和5年3月23日航空自衛隊達第18号
令和5年5月31日航空自衛隊達第28号
令和5年8月8日航空自衛隊達第34号
令和5年10月30日航空自衛隊達第42号
令和5年11月17日航空自衛隊達第43号
令和6年1月12日航空自衛隊達第1号
令和6年2月29日航空自衛隊達第5号
令和6年3月22日航空自衛隊達第17号
令和6年3月28日航空自衛隊達第20号
令和6年3月29日航空自衛隊達第27号
令和6年5月22日航空自衛隊達第33号
令和6年7月16日航空自衛隊達第47号
令和6年7月18日航空自衛隊達第48号
令和6年8月19日航空自衛隊達第50号
令和6年10月31日航空自衛隊達第64号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 課程による教育
 - 第1節 課程の設置等（第3条―第6条）
 - 第2節 教育の実施（第7条―第9条）
 - 第3章 準課程講習等による教育（第10条―第14条）
 - 第4章 教育の評価等（第15条―第17条）
 - 第5章 学生の取扱い等（第18条―第21条）
 - 第6章 報告（第22条）
 - 第7章 雑則（第23条―第25条）
- 附則

第1章 総則

（用語の意義）

第1条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「課程教育実施部隊等」とは、航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号、以下「隊訓」という。）別表第1から第6までに掲げる課程並びに隊訓第49条第1項の規定により航空幕僚長（以下「空幕長」という。）が定める別表第3及び第4に掲げる課程を置き、当該課程の教育の実務を担当する部隊等をいう。
- (2) 「準課程講習」とは、隊訓第78条の規定により部隊等の長が実施する講習のうち、基本教育の一部として実施する課程に準ずる講習をいう。
- (3) 「操縦士等」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和3

0年防衛庁訓令第21号)第3条の規定による高級操縦士、上級操縦士、操縦士、上級H操縦士及びH操縦士の技能証明を有する隊員をいう。

(部隊等相互間の協力)

第2条 部隊等の長は、基本教育の実施及び改善について、関係部隊等に対し積極的に連絡調整を行なうとともに、他部隊等から支援依頼があった場合には、進んでこれに協力するものとする。

第2章 課程による教育

第1節 課程の設置等

(幹部普通課程等の学生の資格)

第3条 隊訓第33条に規定する幹部普通課程、幹部特別課程、指揮幕僚課程及び幹部高級課程の学生の資格は、別表第1のとおりとする。

(飛行教育各課程の名称等)

第4条 隊訓第42条に規定する飛行教育各課程の名称、期間及び飛行時間の基準並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第2のとおりとする。

(准尉曹士術科教育各課程の名称等)

第5条 隊訓第49条第1項第1号に規定する准尉曹士術科教育各課程(中級特技員の課程を除く。)の名称、設置場所及び期間並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第3のとおりとする。

(幹部術科教育各課程の名称等)

第6条 隊訓第49条第1項第2号に規定する幹部術科教育各課程(術科専攻課程を除く。)の名称、設置場所及び期間並びに学生の資格及び主要教育事項は、別表第4のとおりとする。

第2節 教育の実施

(教育の実施)

第7条 課程の教育は、課程教育実施部隊等の長が、次条に定める課程教育実施基準及び第9条に定める年度教育実施予定表により実施するものとする。

(課程教育実施基準)

第8条 課程教育実施基準は、別冊第1基本教育実施基準に基づき、次の表の左欄に掲げる者が、右欄に掲げる課程について作成するものとする。

作成者	課程
航空総隊司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空支援集団司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空教育集団司令官	隷下部隊並びに指揮監督下の学校に置く一般教育各課程、飛行教育各課程及び術科教育各課程(術科学校以外に置く課程を含む。)
航空開発実験集団司令官	隷下部隊に置く飛行教育各課程
航空安全管理隊司令	当該部隊に置く課程
幹部学校長	当該学校に置く各課程

2 課程教育実施基準には、課程の名称、主要教育事項の細分(以下「教育課目」という。)及びその配当時間の基準、主要教育事項又は教育課目の教育目標等を示すものとする。

(年度教育実施予定表)

第9条 年度教育実施予定表は、航空自衛隊年度業務計画等に基づき、前条第1項に定める課程教育実施基準の作成者が、同項に示す表の区分に従い、課程教育実施部隊等ごとに作成するものとする。

2 年度教育実施予定表には、当該年度に実施する課程の名称、期間、実施回数、各期の学生数、教育実施期間等を示すものとする。

第3章 準課程講習等による教育

(準課程講習)

第10条 準課程講習の名称、当該講習を担当する部隊等の長(以下「講習担当者」という。)、設置場所及び期間並びに学生の資格、主要講習事項等は、別表第5(その1、その2)のとおりとする。

2 別表第5(その1)準課程講習の名称等の各準課程講習の目的及び主要講習事項は、それぞれの準拠課程の目的及び主要教育事項に準じ、講習担当者が定めるものとする。

る。

(講習の実施)

第11条 準課程講習は、講習担当者が、次条に定める講習実施基準及び航空自衛隊年度業務計画等により実施するものとする。

(講習実施基準)

第12条 準課程講習の講習実施基準は、講習担当者が別冊第1基本教育実施基準に基づき第8条第2項に定める課程教育実施基準に準じて作成するものとする。

(委託教育の計画等)

第13条 委託教育の計画及び実施は、原則として空幕長が行なう。

(隊付教育の実施)

第14条 隊訓第27条第3項の規定による隊付教育の実施は、別冊第1基本教育実施基準に示すところによる。

第4章 教育の評価等

(検閲実施の基準等)

第15条 隊訓第5章の規定による教育の検閲実施の基準及び技能検定基準は、別に定める。

(その他の評価)

第16条 前条に定める以外のものによる教育の評価の細部要領については、防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)が定めるものとする。

(技術教育の標準化)

第17条 第8条第1項に定める課程教育実施基準の作成者は、それぞれの技術教育の教育内容、教育実施の技法、手順等について統一し、標準化を図るものとする。

第5章 学生の取扱い等

(学生の服務及び管理の規定)

第18条 課程教育実施部隊等の長及び講習担当者は、学生の服務及び管理についての規定を定めるものとする。

2 リモート教育における管理については、別に定める。

(学生の選考)

第19条 隊訓第13条に規定する学生の選考は、空幕長又は空幕長の示すところにより、任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)第43条及び第70条に基づき隊員の入校(教育入隊を含む。)を命ずる者(以下「入校発令権者」という。)が行なうものとする。

2 入校発令権者は、学生を別表第1から第5までに定める資格に該当しない隊員から選考しようとする場合には、あらかじめ空幕長の承認を受けるものとする。

(学生に対する教育の停止等)

第20条 課程教育実施部隊等の長及び講習担当者は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生に対する課程(準課程講習を含む。以下本条において同じ。)の教育を停止することができる。

- (1) 疾病等のため、課程履修の見込のない場合
- (2) 成績が不良で所定の基準に達する見込のない場合
- (3) 学生としてふさわしくない行為があった場合
- (4) その他当該課程の学生として不相当と認める場合

2 前項により教育を停止された学生の航空機操縦に関する能力の審査については、別冊第2学生操縦能力審査要領によるものとし、その他の能力の審査については、課程教育実施部隊等の長の定めるところによるものとする。

3 別表第5(その1)準課程講習の名称等の各準課程講習の最終の学生操縦能力審査は、講習担当者又はそれぞれの準拠課程が置かれている部隊の長が実施するものとする。

(次期編入等)

第21条 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)は、前条第1項第1号又は第2号の規定により教育を停止された学生(自衛官候補生課程の教育を停止された者を除く。)のうち再教育することを適当と認める者については、次期以降の課程において教育することができる。

2 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長

を除く。)は、学生の素養に応じて当該学生に対し、課程の内容の一部を省略することができる。

第6章 報告

(報告)

第22条 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、航空安全管理隊司令、幹部学校長及び自衛隊入間病院長は、別表第6に定める報告(幹部学校長については、教育現況報告(10-T53(D))を除く。)を同表に示す要領により空幕長(人事教育計画課教育室長気付)に提出するものとする(10-T63-AR(D))、10-T62(D)、10-T53(D)、10-T8-AR(D))。

2 講習担当者は、前項の規定に準じて報告を提出するものとする。

第7章 雑則

(学生の褒賞)

第23条 課程教育実施部隊等の長は、総合成績が優秀な学生に対し、当該課程の終了時に褒賞を実施することができる。

2 褒賞の実施できる課程及び人員については、別に示す。

(受託教育)

第24条 隊訓第80条の規定により教育を受託した者に対する教育については、別に示すもののほか、航空自衛隊の隊員に対する教育に準ずるものとする。

(委任規定)

第25条 この達の実施に関し必要な事項は、防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)が定めるものとする。

附 則

1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。

2 次の達は、廃止する。

(1) 航空自衛隊の学校等及び教育部隊における教育訓練実施に関する達(昭和33年航空自衛隊達第22号)

(2) 学生に対するほう賞状授与に関する達(昭和38年航空自衛隊達第14号)

(3) 航空自衛隊生徒の教育訓練課程に関する達(昭和31年航空自衛隊達第23号)

(4) 学生操縦能力審査実施規則(昭和35年航空自衛隊達第8号)

(5) 操縦教育講習実施規則(昭和35年航空自衛隊達第19号)

3 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程、準課程講習、委託教育及び受託教育は、この達の相当規定による課程、準課程講習、委託教育及び受託教育として実施されたものとみなす。

附 則(昭和41年10月13日航空自衛隊達第30号抄)

1 この達は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(昭和42年3月30日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年7月27日航空自衛隊達第27号)

1 この達は、昭和42年7月27日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、この達の相当規定による課程、準課程講習として実施されたものとみなす。

附 則(昭和42年10月19日航空自衛隊達第39号)

この達は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則(昭和43年7月11日航空自衛隊達第19号)

1 この達は、昭和43年7月11日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、この達の改正規定による課程、準課程講習として実施されたものとみなす。

附 則(昭和44年4月23日航空自衛隊達第17号抄)

1 この達は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年6月27日航空自衛隊達第26号)

1 この達は、昭和44年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附 則(昭和44年9月26日航空自衛隊達第40号)

この達は、昭和44年10月1日から施行する。

附則(昭和45年1月21日航空自衛隊達第1号)

- 1 この達は、昭和45年1月21日から施行する。
- 2 改定後の規定は、昭和44年12月17日から適用する。
- 3 この達の適用日から施行の際までになされた事務処理は、改正後の規定によりなされたものとみなす。

附則(昭和45年3月31日航空自衛隊達第10号)

- 1 この達は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程は、当該課程の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附則(昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附則(昭和45年7月15日航空自衛隊達第19号)

- 1 この達は、昭和45年7月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお、従前の例による。

附則(昭和45年12月22日航空自衛隊達第29号)

この達は、昭和46年1月1日から施行する。

附則(昭和46年2月3日航空自衛隊達第2号)

この達は、昭和46年3月1日から施行する。

附則(昭和46年6月14日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和46年6月14日から施行する。

附則(昭和47年3月13日航空自衛隊達第10号)

- 1 この達は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、すでに実施されている課程及び準課程講習は、旧規定によるものとする。

附則(昭和47年9月26日航空自衛隊達第30号)

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附則(昭和48年3月17日航空自衛隊達第4号)

- 1 この達は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則(昭和48年9月29日航空自衛隊達第22号)

この達は、昭和48年10月1日から施行する。

附則(昭和48年12月21日航空自衛隊達第36号)

- 1 この達は、昭和49年1月5日から施行する。
- 2 この達施行前に、従前の規定による輸送機操縦教官課程を修了した者で、航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達(昭和34年航空自衛隊達第9号)によりYS-11の機種を指定されているものは、改正後の輸送機操縦教官(Y S - 1 1)課程を修了したものとみなす。

附則(昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附則(昭和49年4月11日航空自衛隊達第10号抄)

- 1 この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附則(昭和49年4月20日航空自衛隊達第15号)

この達は、昭和49年4月20日から施行する。

附則(昭和49年8月1日航空自衛隊達第25号)

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附則(昭和49年8月13日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和49年8月26日から施行する。

附則(昭和49年11月9日航空自衛隊達第37号)

この達は、昭和49年11月9日から施行する。

附則(昭和49年12月18日航空自衛隊達第40号)

この達は、昭和50年1月10日から施行する。

附則(昭和50年3月22日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、別表第4の1に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則 (昭和50年10月6日航空自衛隊達第17号)

この達は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則 (昭和50年10月9日航空自衛隊達第18号)

- 1 この達は、昭和50年10月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に教育が実施されている一般幹部候補生（一般幹部候補生試験の合格者のうち、技術の研究開発、行政等に従事することとなる要員）及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程並びに昭和50年度に教育が行われる3尉候補者の課程については、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年11月27日航空自衛隊達第19号)

この達は、昭和50年11月27日から施行する。

附 則 (昭和51年3月10日航空自衛隊達第6号)

- 1 この達は、昭和51年3月15日から施行する。
- 2 この達施行の日までにこの達による改正前の第1初級操縦課程を修了している者に対する初級操縦教育については、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年5月29日航空自衛隊達第14号)

この達は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月11日航空自衛隊達第31号)

この達は、昭和51年12月11日から施行する。

附 則 (昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号)

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日航空自衛隊達第6号)

- 1 この達は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の准尉曹士術科教育各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和52年9月28日航空自衛隊達第15号)

- 1 この達は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行前に、従前の規定により実施された輸送機操縦課程（YS-11）、輸送機操縦課程講習（YS-11）、輸送機戦術課程及び操縦英語課程は、それぞれ改正後の輸送機操縦（YS-11）課程、輸送機操縦（YS-11）課程講習、輸送機戦術（YS-11）課程及び地上準備課程として実施されたものとみなす。

附 則 (昭和53年1月10日航空自衛隊達第1号)

この達は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和53年5月11日航空自衛隊達第12号)

この達は、昭和53年5月11日から施行する。

附 則 (昭和53年7月21日航空自衛隊達第23号)

- 1 この達は、昭和53年7月21日から施行する。
- 2 この達の施行前に、従前の規定により実施された空地作戦講習は、改正後の協同戦術課程として実施されたものとみなす。

附 則 (昭和54年2月26日航空自衛隊達第5号)

この達は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月12日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月22日航空自衛隊達第15号)

この達は、昭和54年5月22日から施行する。

附 則 (昭和54年6月22日航空自衛隊達第17号抄)

- 1 この達は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則 (昭和54年8月3日航空自衛隊達第19号抄)

- 1 この達は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則 (昭和54年12月24日航空自衛隊達第24号)

この達は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月5日航空自衛隊達第6号)

この達は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則 (昭和55年8月1日航空自衛隊達第11号)

- 1 この達は、昭和55年8月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の飛行教育の課程及び準課程講習を履修している者に対する教育並びに改正前の輸送機戦術 (C-1) 課程の教育については、昭和56年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年11月15日航空自衛隊達第22号)

- 1 この達は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のF-4EJ航空機整備員転換課程を履修している者に対する教育については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則 (昭和56年4月3日航空自衛隊達第25号)

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則 (昭和57年3月12日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和57年3月16日から施行する。

附 則 (昭和57年4月9日航空自衛隊達第13号)

この達は、昭和57年4月9日から施行する。

附 則 (昭和57年12月15日航空自衛隊達第36号)

この達は、昭和57年12月21日から施行する。

附 則 (昭和58年4月5日航空自衛隊達第7号)

この達は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則 (昭和58年9月27日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和58年9月27日から施行する。

附 則 (昭和58年11月11日航空自衛隊達第15号)

この達は、昭和58年11月15日から施行する。

附 則 (昭和58年12月6日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和58年12月6日から施行する。

附 則 (昭和59年1月31日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和59年1月31日から施行する。

附 則 (昭和59年4月11日航空自衛隊達第12号)

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則 (昭和59年4月18日航空自衛隊達第13号)

この達は、昭和59年4月18日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日航空自衛隊達第19号)

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年7月10日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和59年7月10日から施行する。

附 則 (昭和59年9月19日航空自衛隊達第24号)

この達は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月15日航空自衛隊達第14号)

この達は、昭和60年4月15日から施行する。

附 則 (昭和60年5月20日航空自衛隊達第16号)

この達は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年1月31日航空自衛隊達第4号)

- 1 この達は、昭和61年2月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のC-130操縦講習並びに一般幹部候補生 (一般幹部候補生試験の合格者及び部内選抜試験の合格者) 及び薬剤科幹部候補生に係る一般幹部候補生課程並びに飛行幹部候補生課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄)

- 1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。
- 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則 (昭和61年2月24日航空自衛隊達第7号)

- 1 この達は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月5日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和61年9月30日航空自衛隊達第17号）

1 この達は、昭和61年9月30日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の戦闘操縦（T-2）基礎課程、戦闘操縦（T-2）課程及び幹部航空士（機上要撃管制及び機上航空警戒管制）講習を履修している者に対する教育については、当該課程等の教育が修了するまでの間、なお従前の例による。

3 この達の施行の際、現にこの達による改正前の戦闘操縦（T-2）基礎課程を履修している者については、引き続きこの達による改正前の戦闘操縦（T-2）課程を履修させるものとする。

附 則（昭和61年12月26日航空自衛隊達第36号）

1 この達は、昭和61年12月26日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月20日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和62年3月20日から施行する。

附 則（昭和62年7月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和62年7月20日から施行する。

附 則（昭和62年9月24日航空自衛隊達第31号）

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月9日航空自衛隊達第36号）

1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表第5（その2）中 Y S-1 1 操縦講習の項の次に輸送機操縦（C-130）講習を加える改正規定は、昭和63年1月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月25日航空自衛隊達第4号）

1 この達は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（昭和63年7月28日航空自衛隊達第21号）

この達は、昭和63年10月1日から施行し、別表第5（その2）T-4 操縦講習（長期）、T-4 操縦講習（短期）及びT-4 教官操縦講習の規定は、同年7月28日から適用する。

附 則（昭和63年9月30日航空自衛隊達第26号）

1 この達は、昭和63年10月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成元年5月29日航空自衛隊達第33号）

1 この達は、平成元年5月29日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のCH-47J 操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月5日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成元年9月27日から施行する。

附 則（平成元年11月9日航空自衛隊達第48号）

1 この達は、平成元年11月10日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のT-4教官操縦講習及びT-4操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成2年2月13日航空自衛隊達第3号)

この達は、平成2年3月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月7日航空自衛隊達第8号)

この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日航空自衛隊達第11号)

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成2年5月31日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成2年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年7月11日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成2年7月11日から施行する。

附 則 (平成2年9月11日航空自衛隊達第29号)

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月14日航空自衛隊達第8号)

1 この達は、平成3年3月15日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の基本操縦(T-4)課程及び基本操縦教官(T-4)課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成3年4月23日航空自衛隊達第19号)

この達は、平成3年4月23日から施行する。

附 則 (平成3年10月22日航空自衛隊達第26号)

この達は、平成3年10月22日から施行する。

附 則 (平成3年12月2日航空自衛隊達第30号)

この達は、平成3年12月2日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日航空自衛隊達第7号)

この達は、平成4年4月1日から施行する。ただし、3尉候補者課程の改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月10日航空自衛隊達第20号)

1 この達は、平成4年4月10日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の第1初級操縦課程、第2初級操縦課程または基本操縦課程を履修している者に対する教育については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年7月14日航空自衛隊達第35号)

1 この達は、平成4年7月15日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前のUH-60J操縦講習を受講している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成5年7月28日航空自衛隊達第26号)

この達は、平成5年7月28日から施行する。

附 則 (平成5年9月21日航空自衛隊達第35号)

この達は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月19日航空自衛隊達第37号)

この達は、平成5年10月19日から施行する。

附 則 (平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄)

この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成5年11月30日航空自衛隊達第44号)

1 この達は、平成5年11月30日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の救難操縦課程を履修している者に対する教育については、当該講習が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成5年12月22日航空自衛隊達第46号)

この達は、平成5年12月22日から施行する。

附 則 (平成6年6月24日航空自衛隊達第26号)

この達は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月13日航空自衛隊達第28号)

この達は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月20日航空自衛隊達第5号抄)

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月20日航空自衛隊達第27号)

1 この達は、平成7年7月17日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月27日航空自衛隊達第7号)

この達は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月4日航空自衛隊達第21号)

この達は、平成8年12月4日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日航空自衛隊達第12号)

1 この達は、平成9年3月28日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の輸送機操縦(C-1)課程及び輸送機操縦(C-130)課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月12日航空自衛隊達第14号)

この達は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月9日航空自衛隊達第23号)

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月17日航空自衛隊達第29号)

この達は、平成10年1月5日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日航空自衛隊達第5号)

この達は、平成10年3月31日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日航空自衛隊達第7号)

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月20日航空自衛隊達第9号抄)

この達は、平成10年4月20日から施行する。

附 則 (平成10年5月12日航空自衛隊達第11号)

1 この達は、平成10年5月12日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、改正後の当該課程及び当該準課程講習として実施されたものと見なす。

附 則 (平成11年3月24日航空自衛隊達第7号)

1 この達は、平成11年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施されている課程及び準課程講習は、改正後の当該課程及び当該準課程講習として実施されたものと見なす。

附 則 (平成11年5月28日航空自衛隊達第16号)

この達は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月10日航空自衛隊達第18号)

この達は、平成11年6月16日から施行する。

附 則 (平成12年2月15日航空自衛隊達第4号)

この達は、平成12年2月17日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日航空自衛隊達第18号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年5月25日航空自衛隊達第31号)

この達は、平成12年5月25日から施行する。

附 則 (平成12年11月1日航空自衛隊達第48号)

この達は、平成12年11月6日から施行する。

附 則 (平成12年12月5日航空自衛隊達第51号)

この達は、平成12年12月5日から施行する。

附 則 (平成12年12月11日航空自衛隊達第53号)

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成12年12月14日航空自衛隊達第55号)

- 1 この達は、平成12年12月14日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施された第1初級操縦課程、第1初級操縦教官課程又は第1初級操縦教官機種転換課程は、それぞれ改正後の初級操縦課程、初級操縦教官課程又は初級操縦教官機種転換課程として実施されたものと見なす。
 - 附則（平成13年3月23日航空自衛隊達第9号）
この達は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附則（平成13年3月30日航空自衛隊達第20号）
この達は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附則（平成13年6月4日航空自衛隊達第25号）
この達は、平成13年6月4日から施行する。
 - 附則（平成13年8月28日航空自衛隊達第34号）
この達は、平成13年8月28日から施行する。
 - 附則（平成13年11月1日航空自衛隊達第38号）
この達は、平成13年11月20日から施行する。
 - 附則（平成14年6月28日航空自衛隊達第14号）
この達は、平成14年6月28日から施行する。
 - 附則（平成14年8月9日航空自衛隊達第18号）
この達は、平成14年8月19日から施行する。
 - 附則（平成15年2月17日航空自衛隊達第3号）
この達は、平成15年2月17日から施行する。
 - 附則（平成15年3月14日航空自衛隊達第4号）
- 1 この達は、平成15年3月14日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の生徒基礎課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。
 - 附則（平成15年7月4日航空自衛隊達第29号）
この達は、平成15年7月15日から施行する。
 - 附則（平成16年3月29日航空自衛隊達第7号）
この達は、平成16年3月29日から施行する。
 - 附則（平成16年9月28日航空自衛隊達第23号）
- 1 この達は、平成16年9月28日から施行する。
- 2 この達の施行前に、現に従前の規定により実施された初級操縦課程、初級操縦教官機種転換課程、計器飛行教官課程は、それぞれ改正後の初級操縦教官（T-3）課程、初級操縦教官機種転換（T-3）課程、計器飛行教官（T-4）課程として実施されたものと見なす。
 - 附則（平成17年2月22日航空自衛隊達第1号）
- 1 この達は、平成17年2月22日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に従前の規定により実施された戦闘機操縦課程は、改正後の戦闘機操縦（F-15）課程として実施されたものと見なす。
 - 附則（平成17年3月31日航空自衛隊達第9号）
この達は、平成17年4月1日から施行する。
 - 附則（平成17年4月20日航空自衛隊達第15号）
- 1 この達は、平成17年4月20日から施行する。
- 2 この達の施行前に、従前の規定により実施された初級操縦課程は、改正後の初級操縦教官（T-3）課程として実施されたものと見なす。
 - 附則（平成17年7月19日航空自衛隊達第22号）
この達は、平成17年7月19日から施行する。
 - 附則（平成17年8月1日航空自衛隊達第23号）
この達は、平成17年8月1日から施行する。
 - 附則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）
この達は、平成18年3月27日から施行する。
 - 附則（平成18年3月30日航空自衛隊達第23号）
この達は、平成18年4月1日から施行する。
 - 附則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）
この達は、平成18年7月31日から施行する。
 - 附則（平成18年7月28日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附則(平成18年12月21日航空自衛隊達第46号)

この達は、平成18年12月21日から施行する。

附則(平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附則(平成19年1月24日航空自衛隊達第3号)

この達は、平成19年1月24日から施行する。

附則(平成19年5月28日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成19年7月1日から施行する。

附則(平成19年8月31日航空自衛隊達第39号)

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。

附則(平成19年9月5日航空自衛隊達第43号)

この達は、平成19年9月5日から施行する。

附則(平成19年9月14日航空自衛隊達第44号)

この達は、平成19年9月14日から施行する。

附則(平成19年10月11日航空自衛隊達第49号)

この達は、平成19年10月11日から施行する。

附則(平成20年3月27日航空自衛隊達第9号)

1 この達は、平成20年3月27日から施行する。

2 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)第22条の9条に規定する空曹予定者課程については、平成21年1月1日以降における空曹予定者に係るものから実施するものとする。

3 この達施行の際、現に従前の規定により実施されている課程等は、当該課程の教育等が修了するまでの間、なお従前の例による。

附則(平成20年3月28日航空自衛隊達第12号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成20年9月29日航空自衛隊達第33号)

この達は、平成20年9月29日から施行する。

附則(平成20年11月19日航空自衛隊達第35号)

この達は、平成20年11月19日から施行する。

附則(平成20年12月22日航空自衛隊達第39号)

この達は、平成21年1月1日から施行する。

附則(平成21年3月27日航空自衛隊達第9号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成21年4月8日航空自衛隊達第13号)

この達は、平成21年4月8日から施行する。

附則(平成21年6月23日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成21年6月23日から施行する。

附則(平成21年7月29日航空自衛隊達第28号)

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附則(平成21年9月28日航空自衛隊達第38号)

この達は、平成21年9月28日から施行する。

附則(平成22年1月14日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成22年1月14日から施行する。

附則(平成22年4月1日航空自衛隊達第8号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成22年5月18日航空自衛隊達第12号)

1 この達は、平成22年5月18日から施行する。

2 この達の施行前に、従前の規定により実施された上級工作員課程は、改正後の上級工作整備員課程として実施されたものと見なす。

附則(平成22年6月25日航空自衛隊達第15号)

1 この達は、平成22年6月25日から施行する。

2 この達の施行前に、従前の規定により実施された初級工作員課程は、改正後の初級

工作整備員課程として実施されたものと見なす。

附 則（平成23年3月25日航空自衛隊達第6号）

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月20日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成23年5月20日から施行する。

附 則（平成23年7月26日航空自衛隊達第29号）

- 1 この達は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月30日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成23年8月30日から施行する。

附 則（平成23年12月2日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成23年12月2日から施行する。

附 則（平成23年12月15日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年7月26日航空自衛隊達第46号）

この達は、平成24年7月27日から施行する。

附 則（平成24年9月12日航空自衛隊達第47号）

この達は、平成24年9月12日から施行する。

附 則（平成24年12月17日航空自衛隊達第59号）

この達は、平成24年12月17日から施行する。

附 則（平成25年1月29日航空自衛隊達第2号）

- 1 この達は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この達施行の際現にこの達による改正前の各課程を履修している者に対する教育については、当該課程が修了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3の表の改正規定及び別表第5（その2）の改正規定（「同上」を「航空総隊司令官」に改める部分及び「航空総隊司令官」を「同上」に改める部分に限る。）は、同年3月26日から施行する。

附 則（平成25年11月7日航空自衛隊達第78号）

この達は、平成25年11月7日から施行する。

附 則（平成26年5月1日航空自衛隊達第45号）

この達は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第60号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月18日航空自衛隊達第76号）

この達は、平成26年9月18日から施行する。

附 則（平成27年1月5日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成27年1月5日から施行する。

附 則（平成27年2月24日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成27年2月24日から施行する。

附 則（平成27年9月30日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日航空自衛隊達第54号）

この達は、平成27年11月12日から施行する。

附 則（平成28年3月29日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月19日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成28年4月19日から施行する。

附 則（平成28年4月26日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日航空自衛隊達第56号）

この達は、平成28年12月20日から施行する。

附則（平成29年3月13日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成29年3月13日から施行する。

附則（平成29年5月12日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成29年5月12日から施行する。

附則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附則（平成29年7月31日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成29年7月31日から施行する。

附則（平成30年3月29日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年5月15日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成30年5月18日から施行する。

附則（平成30年6月4日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成30年7月1日から施行する。

附則（平成30年11月14日航空自衛隊達第22号）

（施行期日）

1 この達は、平成30年11月15日から施行する。

（経過措置）

2 この達施行の際現にこの達による改正前の航空自衛隊の基本教育に関する達の規定により実施されている各課程は、この達による改正後の航空自衛隊の基本教育に関する達中の相当する各課程とみなす。

3 この達による改正後の航空自衛隊の基本教育に関する達別表第4の1の表航空機整備幹部課程、隊務管理幹部課程及び情報通信幹部課程の項主要教育事項の欄に掲げる事項で当該各課程の設置場所の欄に掲げる課程教育実施部隊等の所掌する事務でないものは、当分の間、当該課程教育実施部隊等の長が組織規則等において当該事項を所掌する部隊等（隊務管理幹部課程に係るものにあつては、航空幕僚監部）にその実施に係る支援の依頼をすることにより、当該事項を実施するものとする。

附則（平成31年1月23日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成31年2月1日から施行する。

附則（平成31年3月29日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月9日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成31年4月15日から施行する。

附則（平成31年4月24日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成31年4月25日から施行する。

附則（令和元年5月27日航空自衛隊達第2号）

この達は、令和元年5月27日から施行する。

1 この達は、令和元年5月27日から施行する。

附則（令和元年6月10日航空自衛隊達第4号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年6月10日から施行する。ただし、様式第1注及び様式第2注の改正規定は令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の航空自衛隊の基本教育に関する達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則（令和元年9月9日航空自衛隊達第16号）

この達は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年2月4日航空自衛隊達第3号）

この達は、令和2年2月29日から施行する。

附則（令和2年3月25日航空自衛隊達第19号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附則（令和2年3月26日航空自衛隊達第27号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年9月29日航空自衛隊達第52号）

この達は、令和2年9月29日から施行する。
附則（令和2年10月29日航空自衛隊達第54号）
この達は、令和2年10月29日から施行する。
附則（令和2年11月11日航空自衛隊達第55号）
この達は、令和2年11月11日から施行する。
附則（令和3年4月21日航空自衛隊達第45号）
この達は、令和3年4月21日から施行する。
附則（令和3年5月21日航空自衛隊達第48号）
この達は、令和3年5月31日から施行する。
附則（令和3年10月4日航空自衛隊達第72号）
この達は、令和3年10月4日から施行する。
附則（令和3年10月22日航空自衛隊達第73号）
この達は、令和3年10月29日から施行する。
附則（令和3年12月20日航空自衛隊達第76号）
この達は、令和3年12月20日から施行する。
附則（令和4年2月21日航空自衛隊達第8号）
この達は、令和4年2月21日から施行する。
附則（令和4年3月17日航空自衛隊達第24号）
この達は、令和4年3月17日から施行する。
附則（令和4年5月16日航空自衛隊達第38号）
この達は、令和4年5月16日から施行する。
附則（令和4年6月24日航空自衛隊達第44号）
この達は、令和4年6月24日から施行する。
附則（令和4年10月31日航空自衛隊達第48号）
この達は、令和4年10月31日から施行する。
附則（令和4年12月23日航空自衛隊達第56号）
この達は、令和4年12月23日から施行する。
附則（令和5年3月23日航空自衛隊達第18号）
この達は、令和5年4月1日から施行する。
附則（令和5年5月31日航空自衛隊達第28号）
この達は、令和5年6月1日から施行する。
附則（令和5年8月8日航空自衛隊達第34号）
この達は、令和5年8月8日から施行する。
附則（令和5年10月30日航空自衛隊達第42号）
この達は、令和5年11月1日から施行する。
附則（令和5年11月17日航空自衛隊達第43号）
この達は、令和5年11月17日から施行する。
附則（令和6年1月12日航空自衛隊達第1号）
この達は、令和6年1月12日から施行する。
附則（令和6年2月29日航空自衛隊達第5号）
この達は、令和6年2月29日から施行する。
附則（令和6年3月22日航空自衛隊達第17号）
この達は、令和6年4月1日から施行する。
附則（令和6年3月28日航空自衛隊達第20号）
この達は、令和6年4月1日から施行する。
附則（令和6年3月29日航空自衛隊達第27号）
この達は、令和6年4月1日から施行する。
附則（令和6年5月22日航空自衛隊達第33号）
この達は、令和6年5月24日から施行する。
附則（令和6年7月16日航空自衛隊達第47号）
この達は、令和6年7月16日から施行する。
附則（令和6年7月18日航空自衛隊達第48号）
この達は、令和6年7月18日から施行する。
附則（令和6年8月19日航空自衛隊達第50号）
この達は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日航空自衛隊達第64号）
この達は、令和6年10月31日から施行する。

別表第1（第3条、第19条関係）

幹部普通課程等の学生の資格

課程名	資格	階 級	そ の 他 の 要 件
幹部普通課程		1等空尉 2等空尉	
幹部特別課程		2等空佐 3等空佐	指揮幕僚課程を修了した者及び航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜規則（平成7年航空自衛隊達第5号）に示す受験資格者を除く。
指揮幕僚課程		3等空佐 1等空尉	航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜規則（平成7年航空自衛隊達第5号）に示すところによる。
幹部高級課程		1等空佐 2等空佐	指揮幕僚課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

別表第2（第4条、第19条関係）

飛行教育各課程の名称等

1 初級操縦教育

課程名	期間	飛行時間の基準	学生の資格	主要教育事項
初級操縦(T-7)課程	約22週	60時間	飛行準備課程を修了した者又はこれと同等以上の資格を有する者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、服務、教練及び体育
基本操縦(T-4)前期課程	約24週	65時間	初級操縦(T-7)課程を修了した者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学、服務、教練及び体育
基本操縦(T-4)後期課程	約30週	95時間	基本操縦(T-4)前期課程を修了した者	同上
基本操縦(T-400)課程	約34週	120時間	基本操縦(T-4)前期課程を修了した者	同上
基本操縦(T-400)課程(長期)	約47週	170時間	初級操縦(T-7)課程を修了した者	同上

2 上級操縦教育

課程名	期間	飛行時間の基準	学生の資格	主要教育事項
初級操縦教官(T-7)課程	約9週	60時間	操縦士等のうち、総飛行時間が500時間以上の者	操縦訓練、操縦学科、精神教育及び体育
	約7週	35時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上で部隊長の認める者	同上
初級操縦教官機種転換(T-7)課程	約5週	20時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,500時間以上で航空教育集団の教官経験若しくはこれに準ずる経験又はこれと同等以上の技能を有し、部隊長の認める者	操縦訓練、操縦学科及び体育
	約4週	12時間	操縦士等のうち、第1初級操縦教官課程、初級操縦教官課程若しくは初級操縦教官(T-3)課程又はこれに準ずる講習を修了した者で、部隊長の認める者	同上
基本操縦前期教官(T-4)課程	約15週	80時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受けている者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学及び体育
	約12週	60時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間500時間以上の者	同上

	約 8 週	4 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、総飛行時間 1, 0 0 0 時間以上の者	操縦訓練、操縦学科、精神教育及び体育
	約 5 週	2 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間 1, 5 0 0 時間以上で、航空教育集団の操縦教官経験者又はこれに準ずる経験を有し、部隊長の認める者	同上
	約 2 週	8 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、基本操縦（T-4）後期課程の操縦教官経験者又はこれに準ずる経験を有し、部隊長の認める者	同上
基本操縦後期教官（T-4）課程	約 1 5 週	8 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受けている者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学及び体育
	約 1 2 週	6 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間 5 0 0 時間以上の者	同上
	約 8 週	4 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、総飛行時間 1, 0 0 0 時間以上の者	操縦訓練、操縦学科、精神教育及び体育
	約 5 週	2 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間 1, 5 0 0 時間以上で、航空教育集団の操縦教官経験者又はこれに準ずる経験を有し、部隊長の認める者	同上
	約 2 週	8 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、基本操縦（T-4）前期課程の操縦教官経験者又はこれに準ずる経験を有し、部隊長の認める者	同上
基本操縦教官（T-400）課程	約 8 週	2 5 時間	操縦士等のうち、T-400 型機の操縦に関する技能証明を有する者	同上
計器飛行教官（T-4）課程	約 6 週	2 0 時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間 1, 0 0 0 時間以上で、航空機の運行に関する訓令（昭和 3 1 年防衛庁訓令第 3 4 号）第 1 1 条に規定する編隊長の経験を有す	操縦訓練、操縦学科及び体育

			る者	
計器飛行教官（T-400）課程	約11週	40時間	操縦士等のうち、T-400型機の操縦に関する技能証明を有するとともに、正操縦士の実務を経験し、総飛行時間が輸送機操縦者は、1,500時間以上、救難機操縦者は1,000時間以上の者	同上
	約6週	20時間	操縦士等のうち、基本操縦（T-400）課程（長期）の教官操縦士である者	同上

3 初級戦技教育

課程名	期間	飛行時間の基準	学生の資格	主要教育事項
戦闘機操縦基礎課程	約8週	20時間	基本操縦（T-4）後期課程を修了した者又は当該課程に該当するアメリカ合衆国空軍の操縦課程を修了した者でT-4機種転換課程若しくはT-4機種転換課程講習を修了したもの	操縦訓練、操縦学科、精神教育及び体育
戦闘機操縦（F-15）課程	約35週	100時間	戦闘機操縦基礎課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の操縦課程を修了した者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学科及び体育
戦闘機操縦（F-2）課程	約37週	100時間	同上	同上
輸送機操縦（YS-11）課程	約22週	70時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上の者	同上
輸送機操縦（C-1）課程	約23週	70時間	1 操縦士等のうち、基本操縦（T-400）課程、基本操縦（T-400）課程（長期）又はこれらに相当するアメリカ合衆国空軍の操縦課程を修了した者 2 操縦士等のうち、基本操縦教官（T-400）課程又はT-400機種転換操縦課程を修了した者 3 操縦士等のうち、総飛行時間が1000時間以上の者	同上
輸送機操縦（C-2）課程	約19週	36時間	同上	同上
輸送機操縦（C-130）課程	約19週	36時間	同上	同上
空中給油・輸送機操縦	約30週	44時間	1 操縦士等のうち、基本操縦（T-400）課程、基本操縦（T	同上

(KC-767) 課程			<ul style="list-style-type: none"> - 400) 課程 (長期) 又はこれらに相当するアメリカ合衆国空軍の操縦課程を修了した者 2 操縦士等のうち、基本操縦教官 (T-400) 課程又はT-400機種転換操縦課程を修了した者 3 操縦士等のうち、総飛行時間が500時間以上の者 	
救難操縦 (U-125A) 課程	約16週	50時間	操縦士等	同上
救難操縦 (UH-60J) 課程	約24週	85時間	操縦士等	同上
F-15機種転換操縦課程	約15週 又は 約17週	20時間 又は 30時間	<ul style="list-style-type: none"> 1 操縦士等のうち、戦闘操縦(T-2) 課程、戦闘操縦課程又は戦闘機操縦 (F-2) 課程を修了し、ジェット機部隊勤務経験2年以上で、ジェット機飛行時間が500時間 (F-4EJの場合は前席150時間以上を含む。) 以上の者 (短期要員) 2 操縦士等のうち、戦闘操縦課程を修了した者 (長期要員) 	同上
F-2機種転換操縦課程	約12週 又は 約17週	10時間 又は 20時間	<ul style="list-style-type: none"> 1 操縦士等のうち、米国においてF-16機種転換操縦課程を修了した者 (短期要員) 2 操縦士等のうち、戦闘機操縦 (F-86F) 課程、戦闘操縦 (T-2) 課程、戦闘操縦課程又は戦闘機操縦 (F-15) 課程を修了し、ジェット機部隊勤務経験2年以上で、ジェット機飛行時間が500時間 (F-4EJの場合は前席150時間以上を含む。) 以上の者 (長期要員) 	同上
F-35A機種転換操縦課程	約20週	22時間	<ul style="list-style-type: none"> 1 操縦士等のうち、戦闘機操縦 (F-15) 課程、戦闘機操縦 (F-2) 課程、F-15機種転換操縦課程、F-2機種転換操縦課程又はF-4EJ機種転換操縦課程を修了し、ジェット機部隊勤務経験1年以上で、ジェット機飛行時間が380時間以上の者 2 戦闘機操縦 (F-15) 課程及び戦闘機操縦 (F-2) 課程に相当するイタリア空軍の操縦課程を修了した者 	同上
T-4機種転換操	約5週	15時間	操縦士等のうち、ターボジェット	操縦訓練、操縦

縦課程			発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受けている者	学科及び体育
	約4週	10時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間1,000時間以上の者	
T-400機種転換操縦課程	約8週	20時間	操縦士等	同上
	約7週	15時間	操縦士等のうち、多座席航空機飛行時間が1,500時間以上の者	同上
C-1機種転換操縦課程	約10週	30時間	操縦士等のうち、航空輸送部隊勤務経験1年以上、総飛行時間500時間以上の者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学及び体育
C-2機種転換操縦課程	約12週	18時間	同上	同上
C-130機種転換操縦課程	約10週	30時間	操縦士等のうち、輸送機操縦(C-1)課程若しくはC-1機種転換操縦課程又はこれらに準ずる講習を修了した者	同上
KC-767機種転換操縦課程	約23週	24時間	操縦士等のうち、総飛行時間が700時間以上の者	同上
	約6週	15時間	操縦士等のうち、E-767航空機の操縦に関する技能証明を有する者	
CH-47J機種転換操縦課程	約8週	20時間	操縦士等のうち、上級H操縦士又はH操縦士の技能証明を有する者	同上
E-2C機種転換操縦課程	約13週	30時間	操縦士等のうち、総飛行時間が400時間以上の者	同上
	約11週	20時間	操縦士等のうち、YS-11航空機、C-1航空機又はC-130航空機の操縦に関する技能証明を有し、総飛行時間が1,500時間以上の者	
E-2D機種転換操縦課程	約12週	31時間	操縦士等のうち、飛行時間が400時間以上の者	同上
	約11週	23時間	1 操縦士等のうち、戦闘機操縦(F-15)課程、戦闘機操縦(F-2)課程又は戦闘機の機種転換操縦課程を修了し、総飛行時間が1,000時間以上の者 2 多座席航空機で正操縦士の実務経験を有する者	
	約8週	17時間	操縦士等のうち、E-2Cの操縦に関する技能証明を有する者	
	約7週	11時間	操縦士等のうち、E-2Cの操縦に関する技能証明を有し、正操縦	

			士の実務経験を有する者	
E-767機種転換操縦課程	約21週	20時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上の者	同上
	約6週	12時間	操縦士等のうち、KC-767航空機の操縦に関する技能証明を有する者	
U-125A機種転換操縦課程	約10週	30時間	操縦士等のうち、救難機部隊勤務経験1年以上、総飛行時間500時間以上の者	同上
U-4機種転換操縦課程	約8週	20時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上の者	同上
U-680A機種転換操縦課程	約10週	26時間	操縦士等のうち、総飛行時間が700時間以上の者	同上
UH-60J機種転換操縦課程	約8週	25時間	操縦士等のうち、上級H操縦士又はH操縦士の技能証明を有する者	同上

4 上級戦技教育

課程名	期間	飛行時間の基準	学生の資格	主要教育事項
戦闘機操縦教官 (F-15) 課程	約9週	45時間	操縦士等のうち、F-15の操縦に関する技能証明を有し、中級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	操縦訓練、操縦学科、精神教育、防衛学及び体育
	約7週	30時間	操縦士等のうち、F-15の操縦に関する技能証明を有し、上級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	同上
	約5週	20時間	操縦士等のうち、F-15の操縦に関する技能証明を有し、上級を有する者かつ教官操縦士資格を保有していた者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	同上
戦闘機操縦教官 (F-2) 課程	約9週	45時間	操縦士等のうち、F-2の操縦に関する技能証明を有し、中級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	同上
	約7週	30時間	操縦士等のうち、F-2の操縦に関する技能証明を有し、上級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	同上
	約5週	20時間	操縦士等のうち、F-2の操縦に関する技能証明を有し、上級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集団司令官が認める者	同上

			する者かつ教官操縦士資格を保有していた者又はこれと同等以上の能力を有すると航空教育集团司令官が認める者	
輸送機操縦教官 (YS-11) 課程	約8週	30時間	操縦士等のうち、当該輸送機の正操縦士の実務を経験し、総飛行時間1,500時間以上の者	同上
輸送機操縦教官 (C-1) 課程	約8週	40時間	同上	同上
輸送機操縦教官 (C-2) 課程	約8週	23時間	同上	同上
輸送機操縦教官 (C-130) 課程	約8週	30時間	同上	同上
空中給油・輸送機 操縦教官 (KC-767) 課程	約8週	17時間	同上	同上
救難操縦教官 (U-125A) 課程	約8週	30時間	操縦士等のうち、当該輸送機の正操縦士の実務経験を有し、総飛行時間1,000時間以上の者	同上
救難操縦教官 (UH-60J) 課程	約8週	35時間	操縦士等のうち、当該航空機の正操縦士の実務経験を有し、回転翼航空機の飛行時間が600時間以上の者	同上
	約5週	16時間	操縦士等のうち、当該航空機の正操縦士の実務経験を有し、回転翼航空機の飛行時間が1,000時間以上、かつ、他の回転翼の救難操縦教官課程を修了し、救難教育隊において実務経験を有する者	操縦訓練、操縦学科、精神教育及び体育

5 その他の飛行教育

課程名	期間	飛行時間の基準	学生の資格	主要教育事項
試験飛行操縦士課程	約44週	100時間から120時間までの範囲内	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学理工学部修了又はこれと同等以上の能力を有する41才未満の操縦士等の資格を有する者で、中級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空開発実験集団司令官が認める者 2 試験飛行操縦士課程準備講習を修了した41才未満の操縦士等の資格を有する者で、上級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空開発実験集団司令官が認める者 	操縦訓練、操縦学科、技術の教育（航空工学等の基礎学、飛行試験に関する専門学、飛行試験の計画、評価等に関する事項、その他）及び体育

飛行準備課程	約12週から約43週までの範囲内		一般幹部候補生課程又は航空学生課程を修了した操縦要員	準備訓練、普通学（操縦英語、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
航法課程	約29週	78時間	初級操縦（T-3）課程又は初級操縦（T-7）課程において30時間以上の操縦教育を受けた者	航法訓練、航法学科（航法、その他）、精神教育、教練及び体育
航法教官課程	約5週		<ol style="list-style-type: none"> 1 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第3条に規定する高級航空士又は上級航空士の技能証明を有する隊員のうち、航法の限定を受けた者でC-130の機種転換訓練を終了した者 2 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第3条に規定する航空士の技能証明を有する隊員で航法の限定を受けた者のうち総飛行時間1,000時間又は部隊勤務経験3年以上の者でC-130の機種転換訓練を終了した者 	航法訓練、航法学科（航法、その他）、精神教育、防衛学及び体育
飛行安全幹部課程	約7週		操縦士等又は飛行に関する職務に従事する幹部自衛官	技術の教育（飛行安全、航空工学、その他）、精神教育及び体育
協同戦術課程	約10週		操縦士等その他の空地作戦に関する職務に従事する幹部自衛官	陸上・海上・航空各作戦、空地作戦、航空支援組織、図上研究及び体育
戦術課程	約22週	50時間から70時間までの範囲内	<ol style="list-style-type: none"> 1 操縦士等のうち、F-15又はF-2飛行時間200時間以上を含むジェット機飛行時間が800時間以上の者 2 操縦士等のうち、U-125A飛行時間350時間以上、UH-60J飛行時間500時間以上又は総飛行時間が800時間以上の者 3 操縦士等のうち、C-1、C-130又はC-2飛行時間200時間以上を含む輸送機飛行時間が800時間以上の者 4 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第3条に規定する航空士の技能証明を有する隊員で航法の限定を受けた者のうち、C-1、C-130又はC-2飛行時間200時間以上を含む輸送機飛行時間が800時間以上の者 5 兵器管制官 	操縦訓練、航法訓練又は要撃管制訓練、技術の教育、精神教育及び体育

		6 高射運用幹部	
--	--	----------	--

- 備考：
- 1 総飛行時間とは、多座席航空機の課程教育における同乗時間を減じて得た時間とする。
 - 2 中級及び上級とは、航空自衛隊の練成訓練に関する達第8条第2号の規定に基づき、航空総隊司令官及び航空支援集団司令官が定める技量レベルをいう。
 - 3 前2項については、別表第5において同じ。

別表第3（第1条、第5条、第19条関係）

准尉曹士術科教育各課程の名称等

1 初級特技員の課程

課程名		設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
初級機上電子整備員課程	(甲)	第1術科学校	約11週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(業務基礎、航空機一般、地上取扱い、機上通信電子機器、各種通信装置、航法装置、味方識別装置、タカン装置、計器系統、操縦系統、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級火器管制装置整備員課程	(甲)	同上	約11週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(火器管制装置整備業務基礎、ウェポン・システム、レーダー装置、ヘッド・アップ・ディスプレイ装置、セントラル・コンピューター装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級航空機整備基礎課程	(甲)	同上	約3週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(整備基礎、基本工術、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等	
初級油圧整備員課程	(甲)	同上	約8週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(油圧整備業務基礎、油圧機能部品、油圧系統、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級計器整備員課程	(甲)	同上	約9週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(計器整備業務基礎、計器系統、操縦系統、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級計器整備員課程(短期)		同上	約4週	機上電子整備技術員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(計器整備業務基礎、計器系統、操縦系統、その他)、服務及び体育
初級電機整	(甲)	同上	約7週	初級航空機整備基礎課	技術の教育(電機整備業務基

備員課程				程(甲)を修了した者	礎、電気機器、電源系統、照明警報系統、関連系統、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級救命装備品整備員課程	(甲)	同上	約7週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(救命装備品整備業務基礎、搭乗員用救命装備品、落下傘、生存用救命装備品、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級ヘリコプター整備員課程	(甲)	同上	約6週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(ヘリコプター整備業務基礎、電機系統、計器及び機上通信電子機器、操縦系統、エンジン及び駆動系統、降着装置及び附属装置、整備管理基礎、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級航空機整備員課程	(甲)	同上	約8週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(業務基礎、機上通信電子機器、各系統、ぎ装、整備管理基礎、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級エンジン整備員課程	(甲)	同上	約5週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(エンジン整備業務基礎、エンジン及びプロペラ、総合実習、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級武器弾薬整備員課程	(甲)	同上	約12週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(武器弾薬整備業務基礎、電子基礎、弾薬、ウェポン・システム、機関砲装置、爆弾投下及びロケット発射装置並びに各種ミサイル及び発射装置、標的装置、ECM装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級動力器材整備員課程	(甲)	同上	約6週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(動力器材整備業務基礎、電気・電子理論、エンジン・シャシ、起動用器材、

				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	ショップ用器材、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
初級工作整備員課程	(甲)	同上	約17週	初級航空機整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(業務基礎、材料、製図、諸機械、旋盤、各種溶接、各種修理、塗装、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級航空機整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級通信電子整備基礎課程	(甲)	同上	約6週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(レーダーの基礎、電子計算機の基礎、電子回路、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等	
初級航空管制器材整備員課程	(甲)	同上	約10週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(ラプコン装置、航空保安無線装置、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級警戒管制レーダー整備員課程	(甲)	同上	約13週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(搜索レーダー、測高レーダー、3次元レーダー、信号処理装置、味方識別装置、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級電算機整備員課程	(甲)	同上	約12週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(自動警戒管制組織、警戒管制情報処理器材、通信バッファ器材、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級基地防空操作員課程	(甲)	同上	約5週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(基地防空火器、基地防空部隊、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空	

				曹候補生課程を修了した空士を除く。)	
初級基地防空電子整備員課程	(甲)	同上	約7週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(基地防空火器、整備器材、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級基地防空機械整備員課程	(甲)	同上	約6週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(基地防空火器、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級高射操作員課程	(甲)	同上	約5週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(器材の概要、高射部隊の運用、機動展開、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)	
初級高射電子整備員課程	(甲)	同上	約8週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(整備基礎、射撃管制装置、情報調整装置、レーダー装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級高射機械整備員課程	(甲)	同上	約7週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(整備基礎、発射機、誘導弾、アンテナ・マスト・グループ、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級車両整備員課程	(甲)	第3術科学校	第6週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(エンジン、シャシ、工作基礎、支援整備、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等	
初級土木建築員課程	(甲)	同上	約12週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(業務基礎、土木及び建築基礎、操縦技術、施

				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	設車両の操縦、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
初級電気員課程	(甲)	同上	約10週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（電気一般、屋外配電設備、屋内配電設備、電源装置、作業品質管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級設備機械員課程	(甲)	同上	約6週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（工作基礎、給排水設備、空調設備、燃料施設、航空機着陸拘束装置、作業品質管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級給汽員課程	(甲)	同上	約9週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（ボイラーの構造・機能、維持運営、給汽用配管、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級消防員課程	(甲)	同上	約5週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（消防一般、建造物の消火、航空救難及び消防、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級輸送員課程	(甲)	同上	約16週	一般空曹候補生課程を修了した空士のうち、普通自動車免許及び準中型自動車免許（5t限定のものを含む。以下同じ。）を交付されていない者	技術の教育（輸送一般、操縦技術、車両整備、車両輸送、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
			約12週	一般空曹候補生課程を修了した空士のうち、普通自動車免許、準中型自動車免許又は中型自動車免許を交付されている者	
			約16週	普通自動車免許、準中型自動車免許及び中型自動車免許（8t限定のものを含む。以下同じ。）を	

				交付されていない空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
			約 1 2 週	普通自動車免許、準中型自動車免許又は中型自動車免許を交付されている空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級給養員課程	(甲)	同上	約 5 週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（給食業務、栄養・衛生、食品・調理、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級補給員課程	(甲)	同上	約 5 週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（補給一般、需給の統制、諸記録、保管、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級燃料員課程	(甲)	同上	約 4 週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（燃料施設及び器材、給油車、燃料の取扱い、燃料補給手続、作業品質管理、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級調達員課程	(甲)	同上	約 7 週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（仕様書、予定価格、契約、監督及び検査、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級会計員課程	(甲)	同上	約 5 週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育（給与、旅費、契約、出納・計算証明、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士（一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。）並びに事務官等	
初級総務員課程（通信教育）		同上	約 2 4 週	空曹及び空士並びに事務官等	技術の教育（文書基礎、文書実務、基地サービス、服制、礼式、庶務業務、広報及び賠償）

初級人事員 課程	(甲)	同上	約 7 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(任免権、俸給等、 服務、特技制度、証明、退職 給付、記録及び報告、その他)、 精神教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	
初級厚生員 課程	(甲)	同上	約 6 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(一般厚生、經理、 共済組合、その他)、精神教 育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	
初級警備員 課程	(甲)	同上	約 1 3 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(警備業務基礎、 基地警備関係法規、警備火器、 基地警備行動、警備関連装備、 特殊武器防護、総合実習、格 闘・逮捕術、その他)、精神 教育、服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)	
初級通信電 子整備基礎 課程	(甲)	第 4 術科 学校	約 6 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(電気理論、電子 回路、その他)、精神教育、 服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	
初級語学員 課程(ロシア語)	(甲)	同上	約 3 3 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(情報一般、ロシア語、その他)、精神教育、 服務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	
初級語学員 課程(中国語)	(甲)	同上	約 2 9 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(情報一般、中国語、その他)、精神教育、服 務、教練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	
初級情報員 課程	(甲)	同上	約 1 4 週	一般空曹候補生課程を 修了した空士	技術の教育(職務概要、情報 業務基礎、情報一般及び技術、 通信電子基礎、電子情報、そ の他)、精神教育、服務、教 練及び体育
				空曹及び空士(一般空 曹候補生課程を修了し た空士を除く。)並び に事務官等	

初級気象観測員課程	(甲)	同上	約13週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(気象基礎、気象観測、気象通報、気象図記入、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等	
初級通信員課程	(甲)	同上	約14週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(通信理論、通信法規、テレックス修技、暗号業務、信務業務、ネットワーク及びセキュリティー、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)	
初級気象器材整備員課程	(甲)	同上	約9週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(地上及び高層気象観測器材、気象レーダー、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級地上無線整備員課程	(甲)	同上	約12週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(地上用無線通信器材、多重通信器材、通信回線統制器材、通信回線統制業務、整備補給、ネットワーク及びセキュリティー、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級有線整備員課程	(甲)	同上	約10週	初級通信電子整備基礎課程(甲)を修了した者	技術の教育(電話機、電話交換業務、電話交換装置、通信線路、整備補給、ネットワーク及びセキュリティー、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				初級通信電子整備基礎課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	
初級飛行管理員課程	(甲)	第5術科学校	約13週	一般空曹候補生課程を修了した空士	技術の教育(業務英語、飛行管理の基礎、飛行管理業務、タイプライター、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
				空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)	
初級航空管制員課程	(甲)	同上	約44週	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校卒業若しくは高等専門学校3年次修了者若しくは高等学校卒業程度認定試験規則(平成1	技術の教育(航空管制英語、航空管制諸方式、航空法規、航空保安施設、航空航法、航空気象、航空機及びレーダー概論、無線工学、電波法規、その他)、精神教育、サービス、教員及び

				<p>7年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定(以下「大検」という。)を含む。)合格者又は航空無線通信士有資格者で、一般空曹候補生課程を修了した空士のうち、所定の身体検査に合格した者</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校卒業若しくは高等専門学校3年次修了者若しくは高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定(以下「大検」という。)を含む。)合格者又は航空無線通信士有資格者で、所定の身体検査に合格した空曹又は空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)</p>	体育
初級警戒管制員課程	(甲)	同上	約10週	<p>一般空曹候補生課程を修了した空士のうち、所定の身体検査に合格した者</p> <p>所定の身体検査に合格した空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)</p>	技術の教育(警戒管制の基礎、警戒監視、警戒管制器材の操作、自動警戒管制組織の機能、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
初級電算機処理員課程	(甲)	同上	約5週	<p>一般空曹候補生課程を修了した空士</p> <p>空曹及び空士(一般空曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等</p>	技術の教育(電子計算機の基礎、ソフトウェアの基礎、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
初級衛生員課程	(甲)	自衛隊入間病院	約7週	<p>一般空曹候補生課程を修了した空士</p> <p>空曹及び空士(一般空</p>	技術の教育(解剖生理、衛生法規、環境及び食品衛生、救護法、傷病者輸送、薬剤概論、衛生資材及び物品管理、航空衛生、その他)、精神教育、

			曹候補生課程を修了した空士を除く。)並びに事務官等	服務、教練及び体育
--	--	--	---------------------------	-----------

2 上級特技員の課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
上級機上電子整備員課程	第1術科学校	約19週	機上電子整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、デジタルの基礎、機上通信電子諸装置、電子戦装置、データ・リンク装置、味方識別装置、タカン装置、慣性航法装置、整備管理及び整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級火器管制装置整備員課程	同上	約18週	火器管制装置整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、レーダー装置の概要、ウェポン・システム、レーダー装置、ヘッド・アップ・ディスプレイ装置、ビデオ・テープ記録系統、計算装置、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級油圧整備員課程	同上	約13週	油圧整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、基礎理論、航空機の概要、防食、油圧装置、油圧系統、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級計器整備員課程	同上	約17週	計器整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、基礎理論、航空機の概要、防食、計器系統、操縦系統、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級電機整備員課程	同上	約11週	電機整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、基礎理論、航空機の概要、防食、電気機器及び試験器材、電機系統、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級救命装備品整備員課程	同上	約12週	救命装備品整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(職務概要、高圧ガス及び火工品、救命装備品の材料、航空生理及び生存法、航空機の概要、関連系統、搭乗員用及び生存用救命装備品、落下傘及び減速器材、整備器材及び試験器材、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級ヘリコプター	同上	約13週	ヘリコプター整備専門	技術の教育(職務概要、ヘリ

整備員課程			員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	コンピュータの基礎理論、機体構造、防食、電機系統、計器系統、機上通信電子機器、油圧系統及び操縦系統、エンジン及び機体関連系統、駆動系統及び附属装置、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級航空機整備員課程	同上	約 17 週	航空機整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (職務概要、航空機基礎、機体構造、航空機諸系統、機上通信電子機器及び武装、エンジン、ぎ装、整備管理及び整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級エンジン整備員課程	同上	約 15 週	エンジン整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (職務概要、エンジン及び電気の基礎理論、航空機の概要、防食、エンジン及びプロペラ、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級武器弾薬整備員課程	同上	約 16 週	武器弾薬整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、防食、ウェポン・システム、機関砲装置及び爆弾投下装置、各種ミサイル及び発射装置、誘導爆弾装置、標的装置及びECM装置、弾薬及び弾薬管理、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級動力器材整備員課程	同上	約 13 週	動力器材整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (職務概要、電気・電子理論、航空機の概要、エンジン・シャシ、起動用器材、シヨップ用器材、地上器材の整備手続、整備管理、整備要務及び補給要務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級工作整備員課程	同上	約 15 週	工作専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (職務概要、材料学、非破壊検査概要、製図、設計、機械工作、構造修理、塗装、検査、航空機の概要、整備管理及び整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級航空管制器材整備員課程	同上	約 12 週	航空管制器材整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (ラプコン装置、航空保安無線装置、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級警戒管制レーダー整備員課程	同上	約 18 週	警戒管制レーダー整備専門員の特技を有する	技術の教育 (3次元レーダー味方識別装置、警戒管制レー

			者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	ダー運用、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級電算機整備員課程	同上	約15週	電算機整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(自動警戒管制組織、警戒管制情報処理器材、関連器材、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級基地防空操作員課程	同上	約7週	基地防空操作専門員の特技を有する者	技術の教育(基地防空火器、基地防空部隊、整備管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級基地防空電子整備員課程	同上	約12週	基地防空電子整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(基地防空火器、整備管理、補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級基地防空機械整備員課程	同上	約8週	基地防空機械整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(基地防空火器、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級高射操作員課程	同上	約8週	高射操作専門員の特技を有する者	技術の教育(器材の概要、高射部隊の運用、初期設定、対空戦闘、整備補給、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級高射電子整備員課程	同上	約12週	高射電子整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(整備基礎、射撃管制装置、情報調整装置、レーダー装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級高射機械整備員課程	同上	約9週	高射機械整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(整備基礎、発射機、誘導弾、アンテナ・マスト・グループ、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級車両整備員課程	第3術科学校	約16週	車両整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(管理業務、一般車両及び特殊車両の整備、検査、工作修理、整備補給、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級土木建築員課程	同上	約18週	土木建築専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(土木施工、測量製図、施設車両器材の運用及び整備、舗装、建築、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級電気員課程	同上	約16週	電気専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(電気一般、受配電設備、電源装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級設備機械員課程	同上	約14週	設備機械専門員若しくは	技術の教育(給排水設備、空

程			は給汽専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	調設備、制御回路基礎、設計及び補修見積り、航空機着陸拘束装置、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級消防員課程	同上	約 1 1 週	消防専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (消防一般、特殊火災及び特殊施設の消防、建造物の消防、航空救難及び消防、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級輸送員課程	同上	約 1 0 週	輸送専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (輸送一般、鉄道輸送、輸送役務調達、空港業務、車両等の運行及び行動、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級給養員課程	同上	約 8 週	給養専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (給食事務、栄養食品、衛生、調理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級補給員課程	同上	約 1 1 週	補給専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (補給一般、技術図書、物品の類別及び識別、記録、物品の保管、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級燃料員課程	同上	約 9 週	燃料専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (品質管理、燃料施設・器材及び給油車、燃料取扱業務、高圧ガス、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級調達員課程	同上	約 7 週	調達専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (調達業務一般、仕様書、契約、予定価格、監督及び検査、関連業務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級会計員課程	同上	約 1 3 週	会計専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (給与、旅費、契約、歳入債権、出納、計算証明、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級人事員課程	同上	約 1 0 週	人事専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (任命権、俸給、服務、特技制度、記録及び報告、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級厚生員課程	同上	約 1 1 週	厚生専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (一般厚生、共済組合、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
上級警備員課程	同上	約 1 4 週	警備専門員の特技を有する者	技術の教育 (警備一般、基地警備関係法規、警備火器、基地警備行動、関連装備、特殊武器防護、格闘及び逮捕術、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

上級情報員課程	第4術科 学校	約12週	情報専門員の特技を有する者	技術の教育（職務概要、情報及び保全業務、情報一般、各種情報、情報技術、作戦情報業務、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級気象観測員課程	同上	約17週	気象観測専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（気象学、気象観測、気象統計、気象通信、気象器材、気象図解析、気象支援、整備補給、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級通信員課程	同上	約12週	通信専門員の特技を有する者	技術の教育（通信理論、暗号理論、通信法規、信務業務、暗号業務、業務管理、ネットワーク及びセキュリティー、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級気象器材整備員課程	同上	約14週	気象器材整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（基礎理論、測定器材、地上及び高層気象観測器材、気象レーダー、関連器材、整備補給、作業品質管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級地上無線整備員課程	同上	約22週	地上無線整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（通信工学、地上用無線通信器材、多重通信器材、通信回線統制器材、通信回線統制業務、関連器材、業務管理、ネットワーク及びセキュリティー、作業品質管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級有線整備員課程	同上	約17週	有線整備専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（有線通信理論、電話交換装置、通信線路、関連器材、通信法規、業務管理、ネットワーク及びセキュリティー、作業品質管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級飛行管理員課程	第5術科 学校	約5週	飛行管理専門員の特技を有する者	技術の教育（業務英語、航空気象、航空機概論、航空航法、航空保安施設、関係規則、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級航空管制員課程	同上	約6週	航空管制専門員の特技を有する者	技術の教育（航空交通管制運用、航空法規、航空保安施設、航空気象、飛行方式設定基準、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
上級警戒管制員課程	同上	約13週	警戒管制専門員の特技を有する者	技術の教育（防空概論、要撃管制、通信電子、電子計算機、プログラム、自動警戒管制組織の機能、その他）、精神教育、服務、教練及び体育

上級電算機処理員課程	同上	約3週	電算機処理専門員の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(プログラム管理、ソフトウェア技術、セキュリティ、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
------------	----	-----	--------------------------------------	---

3 術科特修課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
地上電子整備特修課程	第1術科学校	約4週	無線レーダー整備(航空管制器材整備、警戒管制レーダー整備及び電算機整備に限る。)及び武装整備(計測器整備に限る。)の職域の1等空曹	技術の教育(情報通信、整備補給、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
高射特修課程	同上	約2週	高射及び高射整備の職域の1等空曹	技術の教育(高射部隊の運用、整備、補給、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
施設特修課程	第3術科学校	約3週	施設及び消防の職域の1等空曹	技術の教育(施設一般、有事施設活動、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
輸送特修課程	同上	同上	輸送職域の1等空曹	技術の教育(輸送一般、輸送活動、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
警備特修課程	同上	同上	警備(警備に限る。)の職域の1等空曹	技術の教育(警備一般、警備活動、関連知識、運用研究、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
気象特修課程	第4術科学校	約4週	気象、無線レーダー整備(気象器材整備に限る。)及び通信(気象通信の職務に従事する者に限る。)の職域の1等空曹	技術の教育(指導監督、気象業務、気象通信、気象器材及び整備、要務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
通信特修課程	同上	約5週	通信(無線調査を除く)、無線レーダー整備(地上無線整備に限る。)及び有線器材整備の職域の1等空曹	技術の教育(指導監督、通信業務、通信電子組織、通信器材、整備補給、要務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
警戒管制特修課程	第5術科学校	約2週	管制警戒(警戒管制に限る。)の職域の1等空曹	技術の教育(指導監督、警戒管制組織、警戒管制運用、関連部隊、要務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
衛生特修課程	自衛隊入間病院	約4週	衛生職域の1等空曹	技術の教育(指導監督、衛生管理、航空衛生、衛生活動、補給、要務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

4 特別の准尉曹士術科課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
-----	------	----	-------	--------

機上無線員基礎課程	第1術科学校	約4週	初級通信電子整備基礎課程を修了し、又は通信専門員以上の特技を有する空曹又は空士長で、別に示す機上無線員の選抜試験に合格した者	技術の教育（通信電子基礎、通信装置、航法装置、その他）、服務及び体育
乙種機械責任者準備課程	同上	約6週	別に示す部外委託教育を受講する候補者	技術の教育（法令、気体の物理、圧縮機及び冷凍機、流動・伝熱及びポンプ、材料力学及び高圧装置用材料、保安管理、その他）、服務及び体育
整備情報処理課程	同上	約3週	第1術科学校の上級特技員の課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び事務官等	技術の教育（整備情報処理概説、ソフトウェア基礎、簡易ソフト活用法、その他）、服務及び体育
整備管理技術課程	同上	約10週	同上	技術の教育（整備管理基礎、標準管理、資料管理、品質管理、作業管理、整備訓練管理、改善管理、その他）、服務及び体育
非破壊検査課程	（浸透及び磁気探傷）	約3週	高射整備、航空機装備品整備、航空機整備、武器弾薬、車両整備及び工作の各職域の専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（浸透探傷装置、磁気探傷検査、その他）、服務及び体育
		同上	同上	技術の教育（超音波探傷検査概要、超音波探傷検査基本実習、超音波探傷検査応用実習、その他）、服務及び体育
		同上	同上	技術の教育（エックス線探傷検査、エックス線探傷検査実習、安全管理、その他）、服務及び体育
F-15航空機整備員転換課程（エンジン）	同上	約4週	エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（エンジンの構造及び系統、エンジン整備、その他）、服務及び体育
T-4航空機整備員転換	（機上電子）	同上	機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、機上通信装置、機上タカン装置、機上味方識別装置、その他）、服務及び体育
	（油圧）	約3週	油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、油圧系統、その他）、服務及び体育
	（計器）	約5週	計器整備専門員以上の	技術の教育（航空機の概要、

課程			特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	計器系統、姿勢方位基準装置、対気諸元計算機、ヘッド・アップ・ディスプレイ、その他)、服務及び体育	
	(電機)		約 4 週	電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、電源系統、配電系統、照明系統、警報系統、その他)、服務及び体育
	(救命装備品)		約 3 週	救命装備品整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、落下傘、生存用救命装備品、その他)、服務及び体育
	(航空機)		約 6 週	航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機取扱法、搭載通信電子機器、航空機諸系統、エンジン、ぎ装、その他)、服務及び体育
	(エンジン)		約 5 週	エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、エンジン及び関連系統、エンジン整備、その他)、服務及び体育
	(機体修理)		約 2 週	工作専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、機体修理基礎、構造修理、その他)、服務及び体育
F 1 2 航空機整備員転換課程	(機上電子)	同上	約 9 週	機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、関連装置、A S E、通信、航法及び電子戦系統、その他)、服務及び体育
	(火器管制装置)		約 4 週	火器管制装置整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、ウェポン、レーダー、ミッション・コンピューター及びディスプレイ・システム、A S E、その他)、服務及び体育
	(油圧)		約 5 週	油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、油圧各系統、その他)、服務及び体育
	(計器)		約 8 週	計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、一般計器及びA D S S、表示及び操縦系統、A S E、その他)、服務及び体育
	(電機)		約 4 週	電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、電源系統、警報系統、その他)、服務及び体育
	(救命装備品)		同上	救命装備品整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育 (航空機の概要、ぎ装系統、落下傘、生存用救命装備品、搭乗員用救命装備品、その他)、服務及び体育

	(航空機)		約 5 週	航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、操縦、燃料、緊急動力及びぎ装系統、その他）、サービス及び体育
	(エンジン)		約 4 週	エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、エンジン始動及びエンジン関連系統、エンジン整備、その他）、サービス及び体育
	(武器弾薬)		約 6 週	武器弾薬専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、ウェポン・システム、機関砲、爆弾投下、ロケット弾発射及びミサイル発射装置、CMD、A S E、その他）、サービス及び体育
	(工作)		約 2 週	工作専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要、機体構造、その他）、サービス及び体育
運用許容損傷修理整備員課程	同上		約 2 週	運用許容損傷修理にかかわる専門員以上の特技を有する者	技術の教育（運用許容損傷修理の概要、構造体の修理、系統の修理、総合実習、その他）、サービス及び体育
運用許容損傷修理評価員課程	同上		約 1 週	運用許容損傷修理整備員課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した者で技術員以上の特技を有する者	技術の教育（損傷評価、総合実習、その他）、サービス及び体育
F-15 運用許容損傷修理評価員転換課程	同上		同上	運用許容損傷修理評価員課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した者	技術の教育（損傷評価（F-15）、その他）、サービス及び体育
F-2 運用許容損傷修理評価員転換課程	同上		同上	運用許容損傷修理評価員課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した者	技術の教育（損傷評価（F-2）、その他）、サービス及び体育
教育技術課程（准尉曹士）	同上		約 4 週	教官となる者	技術の教育（教育の基礎、教育の計画、教育の実施、教育の評価、課程の管理、その他）、サービス及び体育
計測器整備員課程	同上		約 11 週	無線レーダー整備及び武装整備の職域の専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する空曹及び空士並びに事務官等	技術の教育（電圧、電流等測定器材、周波数測定器材、レーダー試験器材、マイクロ波測定器材、メカニカル測定器材、作業品質管理、その他）、サービス及び体育
警戒管制レーダー整備員特別課程（FPS-4）	同上		約 6 週	警戒管制レーダー整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（システムの主要機能・性能、各装置の機能、整備総合、その他）、サービス及び体育

通信電子システム 統制課程	同上	約 5 週	電算機、通信、無線レ ーダー整備、高射整備 及び有線器材整備職域 の専門員以上の特技を 有する者又はこれと同 等以上の能力を有する 事務官等	技術の教育（通信電子システ ム構成機器の概要、通信回線 統制業務の概要、システム運 用部隊の概要、システム統制 業務、その他）、服務及び体 育
基地防空支援整備 特別課程	同上	同上	初級基地防空電子整備 員課程を修了した者	技術の教育（整備器材、短 S A Mシミュレーター、その 他）、服務及び体育
高射支援整備課程	同上	約 5 週	高射電子整備専門員以 上の特技を有する者又 はこれと同等以上の能 力を有する者	技術の教育（支援整備基礎、 支援整備技術、その他）、服 務及び体育
基地防空操作員転 換課程（基地防空 用地対空誘導弾）	同上	約 4 週	基地防空操作専門員以 上の特技を有する者	技術の教育（システム、指揮 統制装置、射撃統制装置、発 射装置、誘導弾、弾薬運搬装 填車、関連器材、その他）、 服務及び体育
基地防空電子整備 員転換課程（基地 防空用地対空誘導 弾）	同上	同上	基地防空電子整備専門 員以上の特技を有する 者	技術の教育（システム、指揮 統制装置、射撃統制装置、発 射装置、誘導弾、その他）、 服務及び体育
基地防空機械整備 員転換課程（基地 防空用地対空誘導 弾）	同上	同上	基地防空機械整備専門 員以上の特技を有する 者	技術の教育（システム、指揮 統制装置、射撃統制装置、発 射装置、誘導弾、弾薬運搬装 填車、その他）、服務及び体 育
高射転換（電気） 課程	第 3 術科 学校	約 2 週	電気専門員以上の特技 を有する者又はこれと 同等以上の能力を有す る者	技術の教育（ガスタービン発 電機、その他）、服務及び体 育
けん引自動車操縦 課程	同上	約 4 週	中型自動車免許以上を 有する空曹及び空士並 びに事務官等	技術の教育（操縦技術、車両 整備、その他）、服務及び体 育
中型自動車操縦課 程	同上	約 1 2 週	普通自動車免許及び準 中型自動車免許を交付 されていない兼務操縦 手の配置にある空曹及 び空士並びに事務官等	技術の教育（職務概要、操縦 技術、車両整備、車両輸送、 その他）、服務及び体育
		約 8 週	普通自動車免許、準中 型自動車免許又は中型 自動車免許を交付され ている兼務操縦手の配 置にある空曹及び空士 並びに事務官等	同上
大型自動車操縦課 程	同上	約 1 4 週	普通自動車免許、準中 型自動車免許又は中型 自動車免許を交付され ていない兼務操縦手の 配置にある空曹及び空	同上

			士並びに事務官等		
		約 10 週	普通自動車免許、準中型自動車免許又は中型自動車免許を交付されている兼務操縦手の配置にある空曹及び空士並びに事務官等	同上	
第 1 級陸上特殊無線技士課程	第 4 術科学校	約 3 週	地上無線整備職域で最近 5 年以内に通算 3 年以上（高校卒の者は通算 1 年以上）多重無線設備又は搬送無線端局設備の保守の補助者として従事した経験を有する者	技術の教育（無線工学、法規、その他）、サービス及び体育	
サイバー運用員転換課程（通信員）	同上	約 4 週	通信専門員以上の特技を有する者	技術の教育（職務概要、サイバー領域に関する技術、情報通信運用及びサイバー攻撃等対処、その他）	
准曹士英語課程	第 5 術科学校	約 19 週以内	米国留学、海外勤務又は共同訓練参加要員として選抜され、又は今後選抜される可能性のある者	技術の教育（英語読解、文型演習、英会話、その他）	
F 1 3 5 A 航空機整備員転換課程	（機上電子・火器管制装置・計器）	第 3 航空団	約 11 週	初級機上電子整備専門員以上、初級火器管制装置整備専門員以上、初級計器整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等で、別に定める英語素養を有する者	技術の教育（F-35 Air System, F-35 Ground Handling, Servicing, PTMS, FPS, FCS, Fuel System, HPS, FEDS, IAS, VSP, CNIS, OML/LO, RADAR System, EWS, SE, FL-1D Flood Light/Portable Rotary Compressor, Portable Floor Crane/Component Handling Jack, PAO Cart, CGCAC, Portable Hydraulic Power Supply Cart, ALIS Infrastructure, POE, CMMS Fundamentals, PMA, SHM and AFRS, CRM, SCM Fundamentals, JTD, TMS、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（油圧・電機・航空機・エンジン）		約 25 週	初級油圧整備専門員以上、初級電機整備専門員以上、初級航空機整備専門員以上、初級エンジン整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上	技術の教育（F-35 Air System, F-35 Ground Handling, Servicing, Aircraft Inspection, PTMS, EPS, FPS, FCS, Fuel System, HPS, IIDS, LGS/Wheel/Brake/NWS, Lighting System, Oxygen System, OML/LO, Canopy System, Weapon Rel

		の能力を有する事務官等で、別に定める英語素養を有する者	ease System, Crew Escape System, Augmentor Duct Module, Exhaust Nozzle Assembly External Module, Engine Ignition Subsystem Maintenance, Engine R&I Propulsion System, SE, FL-1D Flood Light/Portable Rotary Compressor, Portable Floor Crane/Component Handling Jack, 8 Bottle Nitrogen Servicing Trailer, PAO Cart, CGCAC, Portable Hydraulic Power Supply Cart, O2 Charging Unit, ALIS Infrastructure, POE, CMMS Fundamentals, PMA, SHM and AFRS, CRM, SCM Fundamentals, JTD, TMS、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
(救命装備品)	約4週	初級救命装備品整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等で、別に定める英語素養を有する者	技術の教育(F-35 Air System, F-35 Ground Handling, HMD Inspection Procedure, PFE overview, SE, Portable Rotary Compressor, ALIS Infrastructure, POE, CMMS Fundamentals, PMA, SHM and AFRS, CRM, SCM Fundamentals, JTD, TMS、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
(武器弾薬)	約8週	初級武器弾薬専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等で、別に定める英語素養を有する者	技術の教育(F-35 Air System, F-35 Ground Handling, Servicing, Loading/Unloading, OML/LO, Weapon Release System, SE, FL-1D Flood Light/Portable Rotary Compressor, Portable Floor Crane, CGCAC, ALIS Infrastructure, POE, CMMS Fundamentals, PMA, SHM and AFRS, CRM, SCM Fundamentals, JTD, TMS、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
(工作)	約6週	初級工作専門員以上の特技を有する者又はこれと同等	技術の教育(F-35 Air System, F-35 Ground Handling, OML/LO Overview, S

				以上の能力を有する事務官等で、別に定める英語素養を有する者	E, FL-1D Flood Light/Portable Rotary Compressor, ALIS Infrastructure, POE, CMMS Fundamentals, PMA, SHM and AFRS, CRM, SCM Fundamentals, JTD, TMS, LODEM、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	機上警戒管制員課程 (E-2C)	警戒航空団	約13週	警戒管制技術員の特技を有する者で所定の身体検査に合格した者	技術の教育(機上航空警戒管制、通信電子、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	機上警戒管制員課程 (E-2D)	同上	約11週	同上	技術の教育(機上航空警戒管制、通信電子、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
E-2C 航空機整備員 転換課程	(機上電子)	同上	約15週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、電子装置の概要、各種通信装置、受動探知装置、慣性航法装置、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(警戒管制レーダー)		約9週	初級警戒管制レーダー整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(レーダー装置、味方識別装置、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電算機)		約11週	初級電算機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(管制用計算機、表示装置、機能監視装置、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約6週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、油圧各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約5週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、計器各系統、自動操縦装置、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約6週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、電機各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約5週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、機体各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約6週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、エンジン各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

E-2D 航空機整備員 転換課程	(機上電子)	同上	約6週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(機上電子)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、ALE/IETM、機内通話装置、VHF/UHF通信装置、HF通信装置、ESM装置、INCDS、CXP、MIDS、AIS、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(警戒管制レーダー)		約3週	初級警戒管制レーダー整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(警戒管制レーダー)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、ALE/IETM、INCDS、Fiber Optic、IFF TR ANSPONDER、IFF INTERROGATOR、EPSU、ELCS、RPCS、RCA、ROTDOME、RADAR、Aircraft Power Up、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電算機)		約4週	初級電算機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(電算機)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、ミッション・コンピュータ及びミッション・ディスプレイ、ネットワーク・ファイル・システム、関連器材、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約2週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(油圧)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、油圧系統、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約2週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(計器)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、計器系統、操縦系統、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約2週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(電機)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、電機系統、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

	(航空機)		約1週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(航空機)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、機体各系統、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約3週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等のうち、E-2C航空機整備員転換課程(エンジン)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者	技術の教育(E-2D Aircraft Familiarization、Aircraft Power Up、INCDS、ALE/IETM、エンジン、プロペラシステム、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	機上警戒管制員課程(E-767)	同上	約9週	警戒管制技術員の特技を有する者で所定の身体検査に合格した者	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、編成、任務の概要、機上航空警戒管制手順、航空無線通信、緊急手順、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
E-767航空機整備員転換課程	(機上電子)	同上	約7週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、機上通信装置等、航法装置等、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(警戒管制レーダー)		約8週	初級警戒管制レーダー整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、レーダー各系統、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電算機)		同上	初級電算機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、電算機各系統、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約5週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、油圧各系統、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		同上	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、計器各系統、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約4週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、電機各系統、地上支援器材、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

	(航空機)		同上	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（機体及びミッションアビオニクスの概要、機体各系統、地上支援器材、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		同上	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（機体及びミッションアビオニクスの概要、エンジン各系統、地上支援器材、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
機上無線レーダー整備課程（E1767）	(機上電子)	同上	約13週	機上電子整備技術員の特技を有する者で所定の身体検査に合格した者	技術の教育（機体及びミッションアビオニクスの概要、通信装置、航法装置、識別装置、DDI、データネットワーク等、機上航空警戒管制手順、航空無線通信、緊急手順、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(警戒管制レーダー)		同上	警戒管制レーダー整備技術員の特技を有する者で所定の身体検査に合格した者	技術の教育（機体及びミッションアビオニクス概要、レーダー装置、識別装置、機上航空警戒管制手順、緊急手順、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(電算機)		同上	電算機整備技術員の特技を有する者で所定の身体検査に合格した者	技術の教育（機体及びミッションアビオニクス概要、データ処理装置、データ表示装置、試験装置等、機上航空警戒管制手順、緊急手順、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
機上整備(回転翼)員課程		航空救難団	約16週	ヘリコプター整備専門員（従特技を含む。）以上の特技を有する者で、機上整備(回転翼)要員選抜試験に合格した者	技術の教育（航空機取扱法、各系統装置、航空法規、救命、安全、航空救難業務、航空輸送業務、総合実習、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
機上無線員課程		同上	約15週	機上無線員基礎課程を修了した空曹又は空士	技術の教育（航空通信一般、機上無線器材、無線通信業務、重量と平衡、救命、安全、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
UH160J航空機整備員	(機上電子)	同上	約9週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、関連系統、通信系統、赤外線暗視装置系統、航法系統、自己防御系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約2週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、油圧系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育

転換課程	(計器)		約 5 週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、関連系統、計器系統、自動操縦系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約 3 週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、電機系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約 5 週	初級ヘリコプター整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、航空機各系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約 5 週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、エンジン各系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
CH147 航空機整備員 転換課程	(機上電子)	同上	約 7 週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、関連系統、各種通信装置、各種航法装置、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約 5 週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、関連諸系統、搭載通信電子機器、油圧各系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約 6 週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、関連諸系統及び空輸関連系統、搭載通信電子機器、計器系統、自動操縦装置、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約 5 週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、関連諸系統、搭載通信電子機器、電機系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約 6 週	初級ヘリコプター整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、航空機各系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約 4 週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、油圧各系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
U11	(機上電子)	同上	約 5 週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上	技術の教育（航空機の概要及び取扱法、関連系統、通信装置、航法装置、赤外線暗視装

25 航空機整備員 転換課程				の能力を有する事務官等	置、捜索レーダー、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約2週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機の概要及び取扱法、油圧系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約4週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機の概要及び取扱法、関連系統、計器系統、自動操縦装置、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約3週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機の概要及び取扱法、電源及び配電系統、照明及び警報系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約4週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機の概要及び取扱法、航空機各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約3週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機の概要及び取扱法、エンジン各系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
救難員課程	同上	約24週	救難降下訓練生に指定されている者で基本降下課程(陸自委託)を修了した者	技術の教育(降下訓練、救出訓練、個人装具及び生存用具、落下傘、保命法、その他)、精神教育、服務、教練及び体育	
電子戦課程 (空曹)	航空戦術 教導団	約6週	通信電子機器を取り扱う職域(運用、整備)の技術員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(電子戦に関する理論と技術、電子戦運用の概要、電子戦器材とその操作、その他)、精神教育、服務、教練及び体育	
R Q 4 B 航空機 整備員 転換課程	(機上電子、 計器)	偵察航空 隊	約1週間	初級機上電子整備専門員以上若しくは初級計器整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(Common Core, IM MS, FCS, ECS, Electrical System and Power Distribution, LGS, External Lighting System, Navigation System, Communication System, EISS、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧、電機、 航空機、エン ジン)		約2週間	初級油圧整備専門員以上、初級電機整備専門員以上、初級航空機整備専門員以上若しくは初級エンジン整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有	技術の教育(Common Core, Structure, Propulsion System, Electric System, Fuel System, ECS, Hydraulic System, LGS, Leveling and Weighing、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

				する事務官等	
C 1 3 0 航空機整備員転換課程	(機上電子)	第1輸送航空隊	約4週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、関連諸系統、APU及び積載装置、機上無線、機上航法機器、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約3週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、関連諸系統、APU及び積載装置、油圧各系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約4週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、関連諸系統、APU及び積載装置、計器及び自動操縦装置系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約3週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、関連諸系統、APU及び積載装置、パワープラント、プロペラ及びギ装、電機系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約6週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、航空機各系統、関連諸系統、APU及び積載装置、パワープラント、プロペラ、搭載通信電子機器、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		同上	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、パワープラント、プロペラ、パワープラント及びプロペラ関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
K C 7 6 7 航空機整備員転換課程	(機上電子)	同上	約4週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、通信系統、航法系統、空中給油系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		同上	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、油圧発生系統、空中給油系統、降着系統、操縦系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		同上	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、計器系統、操縦系統、自動操縦装置系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		同上	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機取扱法、電源系統、照明系統、空中給油系統、警報系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

	(航空機)		同上	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、機体系統、ぎ装系統、燃料系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		同上	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、エンジン系統、A P U 系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	C-130運用許容損傷修理評価員転換課程	同上	約 1 週	運用許容損傷修理評価員課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した者	技術の教育（技術指令書の概要、運用形態別の能力及び制限、損傷評価、総合実習、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	機上整備員課程	同上	約 2 3 週	航空機整備専門員以上の特技を有する空曹又は空士で、機上整備要員選抜試験に合格した者	技術の教育（輸送機の構造機能、各系統装置、緊急時の処置、重量と平衡、航空法規、救命、安全、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
U 4 航空機整備員転換課程	(機上電子)	第 2 輸送航空隊	約 4 週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、通信装置、警報装置、航法装置、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧)		約 3 週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、油圧各系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(計器)		約 4 週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、計器各系統、自動操縦装置、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(電機)		約 3 週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、電源及び配電系統、照明及び警報系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約 6 週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、機体各系統、ぎ装系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約 4 週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、エンジン各系統、関連系統、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
	C-1 航空機整備員転換課程	同上	約 7 週	油圧整備、計器整備、電機整備、航空機整備及びエンジン整備の初級専門員以上の特技を有する者又はこれと同	技術の教育（C-1 航空機各系統及び関連器材、その他）、精神教育、服務、教練及び体育

				等以上の能力を有する事務官等	
YS-11 航空機整備員転換課程	同上	約4週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機取扱法、機体各系統、関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育	
空中輸送員基礎課程	第3輸送航空隊	約3週	各職域の専門員以上の特技を有する者で、空中輸送（戦術輸送）員又は空中輸送（特別輸送）員の選抜試験に合格した者	技術の教育（職務概要、空中輸送業務、搭載及びしゃ下、重量と平衡、安全要務、一般機上業務、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育	
空中輸送（戦術輸送）員課程		約14週	空中輸送員基礎課程を修了した者	技術の教育（職務概要、搭載及びしゃ下、重量と平衡、安全要務、一般機上業務、空挺降下、空中投下、総合実習、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育	
C12 航空機整備員転換課程	（機上電子）	同上	約5週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、航法系統、通信・識別系統、防衛系統、通信電子関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（油圧）		約4週	初級油圧整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、油圧発生系統、降着系統、油圧関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（計器）		約5週	初級計器整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、計器系統、操縦系統、計器・操縦関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（電機）		約4週	初級電機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、電源系統、照明系統、警報モニタ系統、電機関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（航空機）		約5週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、燃料系統、ぎ装系統、降着系統、関連系統、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
	（エンジン）		同上	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機一般、推進系統、補助動力系統、動力関連系統、総合実習、その他）、精神教育、サービス、教練及び体育
KC146A 航	（機上電子、計器）	同上	約5週	初級機上電子整備専門員以上若しくは初級計器整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育（航空機関連系統、電機関連系統、油圧関連系統、計器関連系統、機上電子関連系統、エンジン関連系統、Communication System, Navigation System, Information System, Instrument System, Flig

空機整備員 転換課程					ht Control System、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(油圧、電機、航空機、エンジン)		約8週	初級油圧整備専門員以上、初級電機整備専門員以上、初級航空機整備専門員以上若しくは初級エンジン整備専門員以上のいずれかの特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機関連系統、電機関連系統、油圧関連系統、計器関連系統、機上電子関連系統、エンジン関連系統、Fuel System, Auxiliary System, Hydraulic System, Aerial Refueling System, Flight Control System, Landing Gear System, Electric Power System, Lighting System, Engine, APU System、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
C-2 運用許容損傷修理評価員転換課程		同上	約1週	運用許容損傷修理評価員課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した者	技術の教育(損傷評価(C-2)、その他)、服務及び体育
U1680A 航空機整備員転換課程	(機上電子)	飛行点検隊	約2週	初級機上電子整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機一般、通信系統、計器系統、航法系統、中央整備システム、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(航空機)		約2週	初級航空機整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機一般、燃料系統、ぎ装系統、電機系統、操縦降着系統、動力系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(エンジン)		約2週	初級エンジン整備専門員以上の特技を有する者又はこれと同等以上の能力を有する事務官等	技術の教育(航空機一般、動力系統、補助動力系統、関連系統、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
空中輸送(特別輸送)員課程		特別航空輸送隊	約16週	空中輸送員基礎課程又は空中輸送員課程を修了した者	技術の教育(職務概要、緊急対処、客室業務、接客法、搭載及びしゃ下、重量と平衡、一般機上業務、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
衛生技術課程		自衛隊入間病院	約97週	空曹及び空士	技術の教育(解剖生理、細菌及び消毒法、個人衛生、家事家政、食餌療法、薬理概論及び調剤、衛生法規、一般看護法、病理学、衛材補給、航空衛生、救護法、傷病者輸送、臨床実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
救難員(衛生)課程		同上	約5週	救難員選抜試験に合格した者	技術の教育(解剖生理、救護法、傷病者輸送、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

救急救命士課程	同上	約46週	衛生技術課程を修了した者	技術の教育（基礎医学、臨床救急医学総論、臨床救急医学各論、臨床実習、総合実習、その他）、精神教育、サービス、教員及び体育
---------	----	------	--------------	--

備考 事務官等に対しては主要教育事項のうち、教員及び体育を省略することができる（別表第4において同じ。）。

別表第4 (第1条、第6条、第19条関係)

幹部術科教育各課程の名称等

1 初級の幹部術科課程

課程名		設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
航空機整備幹部課程	(甲)	第1術科学校	約28週	第1術科学校の上級特技員の課程を修了し、当該関連職域において空曹としておおむね5年以上の実務経験を有する1等空尉以下の幹部自衛官又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務の概要、航空機の基礎、航空機一般、燃料系統、エンジン及びプロペラ、ヘリコプター、電機系統、計器系統、油圧系統、操縦系統、ぎ装系統、救命装備品、機上通信電子機器の概要、通電基礎、レーダーの基礎、火器管制装置、武器、弾薬、武装システム、訓練装置、弾薬管理、車両、特殊車両、車両整備要務、自動車工学、地上器材、A I S、整備一般、整備要務、有事の整備活動、関連部隊及び関連職域、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約31週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	
高射運用幹部課程	(甲I)	同上	約10週	3尉候補者課程の修了者(ただし、高射職域の上級特技員の課程を修了している者)又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(高射部隊及び基地防空部隊の運用、機動展開、対空戦闘、整備補給、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約13週	1等空尉以下の幹部自衛官	
高射整備幹部課程	(甲I)	同上	約14週	3尉候補者課程の修了者(ただし、高射整備職域の上級特技員の課程を修了している者)又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務の概要、ペトリオット整備基礎、射撃管制装置及び情報調整装置、レーダー装置、発射機、誘導弾、ペトリオット関連器材、運用、整備及び補給、基地防空火器、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約28週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	
	(甲I)	第3術科学校	約11週	3尉候補者課程の修了者(ただし、給汽及び	技術の教育(土木建築、電気、機械設備、建設取得、施設防

施設幹部課程				旧木工職域並びに消防、土木建築、電気、設備機械の上級特技員課程を修了している者)又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	護、維持管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約17週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務一般、施設技術、建設取得等、施設防護、維持管理、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
輸送補給幹部課程	同上	同上	約20週	同上	技術の教育(職務の概要、補給概要、物品管理補給、危険物管理、補給運用、補給諸活動、輸送概要、自動車輸送、鉄道輸送、船舶輸送、輸送役務調達、航空輸送、関連業務、作業品質管理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
会計調達幹部課程	同上	同上	約19週	同上	技術の教育(職務の概要、生産管理、企業会計、契約、予定価格、監督及び検査、給与、旅費、債権歳入、出納及び計算証明、関連業務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
隊務管理幹部課程	同上	同上	約22週	同上	技術の教育(職務の概要、人事実務、総務実務、厚生実務、共済実務、給養実務、監理実務、有事業務、関連業務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
警備幹部課程	同上	同上	約15週	1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(警備一般、基地警備関係法規、警備火器、基地警備行動、戦術基礎、警備関連装備、特殊武器防護、関連業務、総合研究、総合実習、格闘及び逮捕術、部隊等研修、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
情報通信幹部基礎課程	第4術科学校		約9週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務の概要、直流・交流理論、電子回路、伝送の技術、アンテナ及び電波伝搬、回線設計、送受信機、情報通信技術、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
情報幹部課程	(甲I)	同上	約5週	3尉候補者課程を修了し、情報職域の技術員の特技を有していた1等空尉以下の幹部自衛官又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官及	技術の教育(情報一般、軍事事情、情報活動、各種情報、情報技術、保全、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

程				び事務官等	
	(乙)		約15週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務の概要、軍事情報、情報活動、各種情報、情報技術、保全、関連部隊、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
気象幹部課程	(甲I)	同上	約18週	3尉候補者課程の修了者(ただし、上級気象観測員課程を修了している者)又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(応用気象学、予報理論、気象予報、気象運用、気象支援、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
	(乙)		約39週	1等空尉以下の幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(職務の概要、気象基礎、基礎気象学、総観気象学、応用気象学、予報理論、気象観測、気象解析、気象予報、気象運用、気象支援、関連部隊、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
情報通信幹部課程	(甲I)	同上	約5週	3尉候補者課程の修了者(ただし、通信職域、電算機職域、無線レーダー整備職域及び有線器材整備職域における上級特技員の課程を修了している者)又はこれと同等の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官又は事務官等	技術の教育(職務の概要、情報通信システムの運用、情報通信システムの保全等、後方業務、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
	(乙)		約34週	情報通信幹部基礎課程を修了した者	技術の教育(情報通信運用、後方業務、保全、通信装置、レーダー装置、航法装置、識別装置、電子戦装置、武装、航空機関連装置、作業品質管理、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育
航空管制幹部英語課程	第5術科学校	約7週	航空管制幹部課程に進む1等空尉以下の幹部自衛官(学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校卒業生若しくは高等専門学校3年次修了者若しくは高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験(大検を含む。)合格者又は航空無線通信士有資格者に限る。)で、所定の身体検査に合格した者	技術の教育(基礎英語、その他)、精神教育、サービス、教員及び体育	
兵器管制幹部英語	同上	同上	兵器管制幹部課程に進	同上	

課程				む1等空尉以下の幹部自衛官で所定の身体検査に合格した者	
航空管制幹部課程	(甲Ⅱ)	同上	約2週	上級航空管制員課程を修了した1等空尉以下の幹部自衛官又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官で所定の身体検査に合格した者	技術の教育(航空管制運用、飛行方式設定基準、防空組織と運用、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約41週	航空管制幹部英語課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(職務の概要、航空保安施設、国内及び国際航空法規、航空気象及び気象通報式、飛行場管制、航空路管制及び進入管制、航空機及びレーダー概論、航空航法、無線工学、電波法規、航空管制運用、航空管制英語、関連部隊、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
兵器管制幹部	(甲Ⅰ)	同上	約14週	3尉候補者課程を修了した者(ただし、上級警戒管制員課程を修了している者)又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(航空作戦概要、通信電子、対領空侵犯措置、航空警戒管制組織の機能及び運用、要撃管制、兵器管制、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(甲Ⅱ)		約21週	上級警戒管制員課程及び兵器管制幹部英語課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(職務の概要、航空作戦概要、通信電子、対領空侵犯措置、航空警戒管制組織の機能及び運用、電子戦、要撃管制、兵器管制、指揮統制システム、要撃管制英語、関連業務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約22週	兵器管制幹部英語課程を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(職務の概要、航空作戦概要、通信電子、対領空侵犯措置、航空警戒管制組織の機能及び運用、電子戦、要撃管制、兵器管制、指揮統制システム、要撃管制英語、関連業務、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
衛生幹部課程	(甲)	自衛隊入間病院	約6週	看護官又は防衛医科大学校看護学科を卒業した幹部自衛官	技術の教育(職務の概要、衛生運用、医務概要、予防衛生、航空衛生、救護技術、総合実習、その他)、精神教育、服務、教練及び体育
	(乙)		約15週	1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(衛生運用、防疫及び環境衛生、衛生検査、航空衛生、航空生理、その他)、精神教育、服務、教練及び体育

航空医官課程	同上	約5週	1等空尉以下（公募幹部（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第21条第1項ただし書の規定により防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官に採用された者をいう。）にあつては、2等空佐以下）の医官	技術の教育（航空医学、搭乗員健康管理、航空生理、基地衛生管理、その他）、精神教育、服務、教練及び体育
--------	----	-----	---	--

2 上級の幹部術科課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
上級高射幹部課程	第1術科学校	約7週	高射運用及び高射整備の特技を有する3等空佐及び1等空尉	防衛一般、当該専門特技職関連部隊の運用、同関連技術、幕僚業務及び体育
上級施設幹部課程	第3術科学校	約8週	施設の特技を有する3等空佐及び1等空尉並びに事務官等	
上級情報幹部課程	第4術科学校	約11週	情報の特技を有する2等空佐、3等空佐及び1等空尉	
上級気象幹部課程	同上	同上	気象の特技を有する3等空佐及び1等空尉	
上級航空管制幹部課程	第5術科学校	約12週	航空管制の特技を有する3等空佐及び1等空尉	
上級兵器管制幹部課程	同上	同上	兵器管制の特技を有する3等空佐及び1等空尉	

3 削除

4 術科研修課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
術科研修（高射）課程	第1術科学校	約2週	2等空佐（編制単位部隊長にあつては、3等空佐）以上の職務配置にある者	技術の教育（地对空誘導弾の概要、高射部隊及び基地防空部隊の運用、その他）及び体育
術科研修（施設）課程	第3術科学校	同上	2等空佐以上の職務配置にある者	技術の教育（施設概要、建設、維持運営、航空施設防護、その他）及び体育
術科研修（情報）課程	第4術科学校	同上	2等空佐（編制単位部隊長にあつては、3等空佐）以上の職務配置にある者	技術の教育（情報一般、情報業務、調査保全業務、空軍情報、その他）及び体育

術科研修（管制） 課程	第5術科 学校	同上	2等空佐以上の職務配 置にある者	技術の教育（防空運用、航空 警戒管制、兵器管制、航空保 安管制、その他）及び体育
----------------	------------	----	---------------------	--

5 特別の幹部術科課程

課程名	設置場所	期間	学生の資格	主要教育事項
幹部航空機整備課 程（T-4）	第1術科 学校	約5週	航空機整備の特技を有 する幹部自衛官及び事 務官等	技術の教育（航空機の概要、 航空機各系統、地上支援器材、 その他）及び体育
幹部情報通信課程 （F-2）（機上 電子）	同上	約6週	情報通信の特技を有す る幹部自衛官及び事 務官等	技術の教育（航空機の概要、 関連装置、A S E、通信、航 法及び電子戦系統、その他） 及び体育
幹部航空機整備課 程（F-2）（武 装）	同上	約7週	航空機整備の特技を有 する幹部自衛官及び事 務官等	技術の教育（航空機の概要、 表示装置、火器管制系統、レ ーダー・システム、記録装置、 武器、A S E、電子戦装置、 その他）及び体育
幹部航空機整備課 程（F-2）	同上	約10週	航空機整備の特技を有 する幹部自衛官及び事 務官等	技術の教育（航空機の概要、 燃料、エンジン、緊急動力、 電機、計器、油圧、操縦、ぎ 装、搭載通信電子機器及び武 装系統、A S E、その他）及 び体育
幹部運用許容損傷 修理課程	同上	約4週	航空機整備の特技を有 する幹部自衛官	技術の教育（運用許容損傷修 理の概要、構造体の修理、系 統の修理、損傷機の修理、損 傷評価、総合実習、その他） 及び体育
幹部運用許容損傷 修理課程（F-1 5）	同上	約1週	幹部運用許容損傷修理 課程又はこれに相当す るアメリカ合衆国空軍 の課程を修了した幹部 自衛官	技術の教育（損傷評価（F- 15）、その他）及び体育
幹部運用許容損傷 修理課程（F-2）	同上	同上	幹部運用許容損傷修理 課程又はこれに相当す るアメリカ合衆国空軍 の課程を修了した幹部 自衛官	技術の教育（損傷評価（F- 2）、その他）及び体育
幹部教育技術課程 （術科教官）	同上	約4週	教官となる幹部自衛官 及び事務官等	技術の教育（教育の基礎、教 育の計画、教育の実施、教育 の評価、課程の管理、その他） 及び体育
幹部信務暗号課程	第4術科 学校	約13週	情報通信幹部課程を修 了した者	技術の教育（暗号理論、暗号 の使用、信務暗号業務、通信 情報、その他）及び体育
幹部英語課程	第5術科 学校	約14週 以内	米国留学、海外勤務又 は共同訓練参加要員と して選抜され、又は今 後選抜される可能性の	技術の教育（英語読解、文型 演習、英会話、その他）

			ある幹部自衛官又は事務官等	
幹部兵器管制課程 (E-2C)(機上)	警戒航空団	約14週	OR兵器管制官の技量を有する者又はこれと同等以上の能力を有する幹部自衛官で所定の身体検査に合格した者	技術の教育(機上要撃管制、機上航空警戒管制、通信電子、その他)、精神教育及び体育
幹部兵器管制課程 (E-2D)(機上)	同上	約11週	同上	技術の教育(機上要撃管制、機上航空警戒管制、通信電子、その他)、精神教育及び体育
幹部兵器管制課程 (E-767)(機上)	同上	約5週	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たし、かつ、所定の身体検査に合格した者 (1) ミッション・クルー・コマンダー要員 2等空佐若しくは3等空佐で防空指令所前任管制官又は早期警戒機前任管制官としての勤務経験を有し、かつ、方面隊の作戦幕僚としての勤務経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者 (2) 前号以外の要員 防空指令所又は早期警戒機においてOR兵器管制官としての勤務経験を有する幹部自衛官	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、編成、任務並びに機上要撃管制手順、航空無線通信、緊急手順、その他)、精神教育及び体育
幹部情報通信課程 (E-767)(地上電子)	同上	約4週	情報通信の特技を有する幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、レーダー、コンピューター・ディスプレイ各系統、地上支援器材、その他)、精神教育及び体育
幹部情報通信課程 (E-767)(機上電子)	同上	同上	同上	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、機上通信装置、航法装置、地上支援器材、その他)、精神教育及び体育
幹部機上システム統制課程 (E-767)	同上	約14週	情報通信の特技を有する幹部自衛官で所定の身体検査に合格した者	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、レーダー装置、識別装置、データ処理装置、表示装置、通信装置、航法装置、識別装置、DDI、データネットワーク等、機上航空警戒管制手順、航空無線通信、緊急手順、その他)、精神教育及び体育
幹部航空機整備課程 (E-767)	同上	約4週	航空機整備の特技を有する幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(機体及びミッションアビオニクスの概要、航

			務官等	空機各系統、地上支援器材、その他)、精神教育及び体育
幹部電子戦課程	航空戦術教導団	約7週	通信電子機器を取り扱う職域(運用、整備、研究)において2年以上の勤務経験を有する幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(電子戦に関する理論と技術、電子戦器材とその運用、その他)、精神教育及び体育
幹部運用許容損傷修理課程(C-130)	第1輸送航空隊	約1週	幹部運用許容損傷修理課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した幹部自衛官	技術の教育(技術指令書の概要、運用形態別の能力及び制限、損傷評価、総合実習、その他)、精神教育及び体育
幹部空中輸送基礎課程	第3輸送航空隊	約3週	2等空尉以上で2等空佐以下の幹部自衛官	技術の教育(職務概要、空中輸送業務、搭載及びしゃ下、重量と平衡、安全要務、一般機上業務、その他)、精神教育及び体育
幹部運用許容損傷修理課程(C-2)	同上	約1週	幹部運用許容損傷修理課程又はこれに相当するアメリカ合衆国空軍の課程を修了した幹部自衛官	技術の教育(損傷評価(C-2)、その他)及び体育
幹部空中輸送課程(特別輸送)	特別航空輸送隊	約16週	幹部空中輸送基礎課程を修了した者	技術の教育(職務概要、緊急対処、客室業務、接客法、搭載及びしゃ下、重量と平衡、一般機上業務、指揮監督、総合実習、その他)、精神教育及び体育
幹部教育技術課程(区隊長等)	幹部候補生学校	約4週	1等空尉以下の幹部自衛官	技術の教育(教育法、教育指導法、教育実習、その他)及び精神教育
幹部技術課程	飛行開発実験団	約10週	技術職域の幹部自衛官及び事務官等並びに研究開発業務に従事する幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(研究開発業務、試験等業務及び関連業務、その他)、精神教育及び体育

別表第5（その1）（第10条、第19条、第20条関係）

準課程講習の名称等

講習名	講習担当者	設置場所	期間	飛行時間の基準	学生の資格	準拠課程
輸送機操縦（YS-11）課程講習	航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官又は航空開発実験集団司令官	対象機種を保有する部隊等	20週以内	50時間	操縦士等で総飛行時間が1,500時間以上の者	輸送機操縦（YS-11）課程
輸送機操縦（C-1）課程講習			同上	同上	同上	輸送機操縦（C-1）課程
輸送機操縦（C-130）課程講習			同上	同上	同上	輸送機操縦（C-130）課程
救難操縦（U-125A）課程講習			同上	同上	操縦士等で総飛行時間が1,500時間以上の者	救難操縦（U-125A）課程
救難操縦（UH-60J）課程講習			21週以内	同上	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上の者	救難操縦（UH-60J）課程
F-4EJ機種転換操縦課程講習			15週以内	20時間	操縦士等のうち、戦闘操縦（T-2）課程、戦闘操縦課程、戦闘機操縦（F-15）課程又は戦闘機操縦（F-2）課程を修了し、ジェット機飛行時間が1,000時間以上の者	F-4EJ機種転換操縦課程
F-15機種転換操縦課程講習			15週以内	15時間	操縦士等のうち、戦闘操縦（T-2）課程、戦闘操縦課程又は戦闘機操縦（F-2）課程を修了し、ジェット機飛行時間が1,000時間以上の者	F-15機種転換操縦課程
F-2機種転換操縦課程講習			19週以内	20時間	操縦士等のうち、戦闘操縦（T-2）課程、戦闘操縦課程又は戦闘機操縦（F-15）課程を修了し、ジェット機飛行時間が1,000時間以上の者	F-2機種転換操縦課程
T-4機種転換操縦課程講習			8週以内	15時間	操縦士等のうち、ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機の限定を受けている者	T-4機種転換操縦課程
			6週以内	10時間	操縦士等のうち、ジェット機飛行時間が1,000時間以上の者	
T-400機種転換操縦課程講習			12週以内	20時間	操縦士等	T-400機種転換操縦課程

C-1 機種転換操縦課程講習
C-130 機種転換操縦課程講習
CH-47J 機種転換操縦課程講習
E-2C 機種転換操縦課程講習
U-125A 機種転換操縦課程講習
U-4 機種転換操縦課程講習
UH-60J 機種転換操縦課程講習
基本操縦前期教官(T-4) 課程講習
基本操縦後期教官(T-4) 課程講習
輸送機操縦教官(YS-11) 課程講習
輸送機操縦教官(C-1)

10週以内	15時間	操縦士等のうち、多座席航空機飛行時間が1,500時間以上の者	
15週以内	30時間	操縦士等のうち、輸送機操縦(YS-11)課程若しくは輸送機操縦(C-130)課程又はこれらに準ずる講習を修了し、総飛行時間が1,000時間以上の者	C-1 機種転換操縦課程
同上	同上	操縦士等のうち、輸送機操縦(C-1)課程若しくはC-1 機種転換操縦課程又はこれらに準ずる講習を修了し、総飛行時間が1,000時間以上の者	C-130 機種転換操縦課程
10週以内	20時間	操縦士等のうち、上級H操縦士又はH操縦士の技能証明を有する者	CH-47J 機種転換操縦課程
14週以内	20時間	操縦士等で総飛行時間が2,500時間以上の者	E-2C 機種転換操縦課程
13週以内	30時間	操縦士等のうち、救難機部隊勤務経験1年以上、総飛行時間500時間以上の者	U-125A 機種転換操縦課程
13週以内	20時間	操縦士等のうち、総飛行時間が1,000時間以上の者	U-4 機種転換操縦課程
11週以内	25時間	操縦士等のうち、上級H操縦士又はH操縦士の技能証明を有する者	UH-60J 機種転換操縦課程
16週以内	40時間	操縦士等のうちターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機の限定を受け、ジェット機飛行時間が1,000時間以上の者	基本操縦前期教官(T-4) 課程
同上	同上	同上	基本操縦後期教官(T-4) 課程
8週以内	20時間	操縦士等のうち、当該輸送機の正操縦士の実務を経験し、総飛行時間2,000時間以上で、輸送航空隊の操縦教官経験者又はこれに準ずる経験を有し、部隊長の認める者	輸送機操縦教官(YS-11) 課程
10週以内	26時間	同上	輸送機操縦教官(C-1) 課程

課程講習		内			
輸送機操縦教官 (C-130) 課程講習		同上	同上	同上	輸送機操縦教官 (C-130) 課程
救難操縦教官 (U-125A) 課程講習		10週以内	30時間	操縦士等のうち、当該航空機の正操縦士の実務経験を有し、総飛行時間1,000時間以上の者	救難操縦教官 (U-125A) 課程
救難操縦教官 (UH-60J) 課程講習		14週以内	35時間	操縦士等のうち、当該航空機の正操縦士の実務経験を有し、回転翼航空機の飛行時間が1,500時間以上の者	救難操縦教官 (UH-60J) 課程
		9週以内	16時間	操縦士等のうち、当該航空機の正操縦士の実務経験を有し、回転翼航空機の飛行時間が1,500時間以上、かつ他の回転翼の救難操縦教官課程を修了し、救難教育隊において実務経験を有する者	

別表第5（その2）（第10条、第19条）

準 課 程 講 習 の 名 称 等

講 習 名	講 習 担当者	設置場所	期間	目的	学生の資格	主要講習事項
EC-1機種 転換操縦講習	航空総 隊司令官	EC-1 を保有す る部隊等	約15週	EC-1航 空機の操 縦に必要な 知識及び技 能を修得さ せる。	操縦士等 のうち、総 飛行時間 が1,500時 間以上の者	離着陸及び 空中操作を 主とする操 縦訓練、航 空機の取扱 法
YS-11操 縦講習	航空支 援集団司 令官	YS-1 1を保有 する支援 集団隷下 部隊	約5週	YS-11 航空機の 操縦に必 要な知識 及び技能 を修得さ せる。	操縦士等 のうち、輸 送機操縦 (C-1)課 程若しくは 輸送機操 縦(C-130) 課程又は これらに 準ずる講 習を修了 した者	同上
	航空総 隊司令官	YS-1 1を保有 する部隊 等	約15週		操縦士等 のうち、総 飛行時間 が1,500時 間以上の者	
U-125操 縦講習	同上	U-12 5を保有 する支援 集団隷下 部隊	約10週	U-125 航空機の 操縦に必 要な知識 及び技能 を修得さ せる。	操縦士等 のうち、単 座機又は 複座機の 航空機の 技能証明 を有する 者	同上
			約8週		操縦士等 のうち、多 座席航空 機の技能 証明を有 する者	
T-7機種 転換操縦 講習	航空総 隊司令官 航空教育 集団司令 官 航空開発 実験集団 司令官	T-7を 保有する 部隊	約2週	T-7航 空機の操 縦に必要 な知識及 び技能を 修得させ る。	同上	T-7航 空機の操 縦訓練及 び学科
整備飛行 操縦士 (ジェット) 講習	空幕長 の指定 する者	空幕長 の指定 する部 隊等	約7週	ジェット 機飛行部 隊の整備 飛行操縦 士として 必要な 知識及び 技能を修 得させる。	整備飛行 操縦士の 配置にあ るか又は 配置を予 定されて いる者	測定、試 験法等に 関する操 縦訓練、 航空機の 構造、整 備等
領収整備 飛行操縦 士(レシ プロ)講 習	同上	同上	約6週	レシプロ 機飛行部 隊の領収 又は整備 飛行操縦	領収又は 整備飛行 操縦士の 配置にあ るか又は 配置を予 定されて	同上

				士として必要な知識及び技能を修得させる。	いる者	
試験飛行操縦士課程準備講習	航空開発実験集団司令官	飛行開発実験団	同上	試験飛行操縦士課程履修に必要な基礎的知識を習得させる。	大学理工学部等未修了の41才未満の操縦士等の資格を有する者で、上級を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると航空開発実験集団司令官が認める者	数学及び航空工学
作業品質訓練指導員養成講習	航空教育集団司令官	第1術科学校	約1週	作業品質訓練指導員及びインタビュアーとして必要な知識及び技能を修得させる。	作業品質管理に関する初度訓練又は定期訓練を修了した幹部自衛官及び技術員以上の特技を有する者	作業品質訓練指導法、作業品質情報管理並びにインシデントの調査分析及び対策立案
航空機整備講習	同上	同上	同上	航空機整備の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	3等空佐の職務配置にあり、又は予定されている者	技術の教育（航空機整備概要、整備技術、整備業務、関係法規、その他）
高射運用講習	同上	同上	同上	高射運用の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	同上	技術の教育（高射概要、高射部隊及び基地防空部隊の運用、関係法規、その他）
高射整備講習	同上	同上	同上	高射整備の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	同上	技術の教育（高射概要、高射部隊及び基地防空部隊の後方、関係法規、その他）
施設講習	同上	第3術科学校	同上	施設の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	同上	技術の教育（施設概要、建設、維持運営、航空施設防護、関係法規、その他）
輸送補給講習	同上	同上	同上	輸送補給の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	同上	技術の教育（補給概要、補給管理、補給活動、輸送概要、各種輸送、関係法規、その他）

会計調達講習	同上	同上	同上	会計調達の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	同上	技術の教育（会計概要、会計管理、調達概要、調達管理、会計調達の活動、関係法規、その他）
営繕計画業務講習	同上	同上	約11週	建築物等の維持及び補修のための外注工事に関する設計見積り等に必要な知識及び技術を修得させる。	施設又は消防職域の空曹及び空士並びに事務官等	建築計画、建築構造、設計基礎、工事管理
警備特別講習	同上	同上	約4週	実務訓練指導者としての能力を向上させるとともに、必要な知識及び技術を修得させる。	警備技術員の資格を有する者で上級警備員課程を履修していない者	警備一般、基地警備関係法規、警備火器、基地警備行動、特殊武器防護、逮捕術及び体育
情報通信講習	同上	第4術科学校	約1週	情報通信の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	3等空佐の職務配置にあり、又は予定されている者	技術の教育（情報通信システム概要、情報通信システム運用概要、JADGE関連兵器システム概要、電子戦概要、関係法規、その他）
2通2技補備講習	同上	同上	約15週	無線関係要員（第2級総合無線通信士、第2級陸上無線技術士）部外委託教育受講に必要な知識及び技術を修得させる。	別に示す部外委託教育受講候補者	数学及び無線工学
秘密保全業務講習	同上	同上	約3日間	保全責任者等（保全責任者及び保全責任者の補助者をいう。以下同じ。）として必要な知識及び技術を修得させる。	保全責任者等に指定された又は指定を予定される幹部自衛官及び事務官等	保全一般、秘密保全業務
幹部保全講習	同上	同上	約7日間	司令部等の保全業務を実施するた	司令部等の保全業務に従事する幹部自衛官及び	情報一般、保全業務、国内外勢力

				めに必要な知識及び技能を修得させる。	事務官等	
情報幹部講習(調査)	同上	同上	約2週	調査業務を実施するために必要な知識及び技能を修得させる。	調査業務に従事するか又は従事を予定する幹部自衛官及び事務官等	情報一般、調査業務
兵器管制講習	同上	第5術科学校	約1週	兵器管制の特技職の配置に必要な基礎的知識及び技術を修得させる。	3等空佐の職務配置にあり、又は予定されている者	技術の教育(航空警戒管制部隊等の概要、航空警戒管制組織運用及びシステム概要、関係法規、その他)
資材計画業務講習	補給本部長	補給本部	約2週	(幹部) 補給処等の資材計画業務を実施するために必要な知識及び技能を修得させる。	(幹部) 補給本部、補給処等の資材計画業務に従事する幹部自衛官及び事務官等	(幹部) 補給処の資材計画業務の概要、積算等諸元整備、整備計画、取得業務、予算及び関連業務
				(空曹) 補給処等の資材計画業務を実施するために必要な知識及び技能を修得させる。	(空曹) 補給本部、補給処等の資材計画業務に従事する空曹及び事務官等	(空曹) 補給処の資材計画業務の概要、積算等諸元整備、整備計画、取得業務、予算及び関連業務
調達管理業務講習	同上	同上	約4週	補給処等の調達業務を実施するために必要な知識及び技能を修得させる。	補給本部、補給処及び防衛装備庁等の調達業務に従事する幹部自衛官及び事務官等	調達管理、調達運用、調達法規、国際経済、会社管理及び装備品
有償援助調達業務講習	同上	同上	約1週	装備品等の導入等に係る有償援助調達に関する必要な知識及び技術を修得させる。	有償援助調達関連業務に従事する、又は従事することが予定される幹部自衛官及び事務官等	技術の教育(安全保障協力に関する米国制度、関係法規、手続、その他)
不発弾処理業務講習	同上	第4補給処東北支処	約11週	(幹部) 不発弾処理業務の実務指揮に必要な知識及び技能を修得させる。	(幹部) 弾薬取扱い業務に従事する幹部自衛官	(幹部) 火薬及び処理技術一般、各種弾薬処理、処理管理、安全管理及びその他技術

				(空曹) 不発弾処理業務の実施に必要な知識及び技能を修得させる。	(空曹) 弾薬取扱い業務に従事する中級特技以上の特技を付与された空曹	(空曹) 火薬及び処理技術一般、各種弾薬処理、処理管理、安全管理及びその他技術
不発弾処理特別講習	同上	同上	約5週	(幹部) 不発弾処理業務の実務指揮に必要な高度かつ総合的な知識及び技能を修得させる。	(幹部) 米海軍兵器学校爆発物兵器処理課程、不発弾処理業務講習又は本講習を履修し、おおむね3年以上経過した幹部自衛官	(幹部) 不発弾処理一般、不発弾処理活動及び指揮、不発弾処理技術その他処理技術の動向
				(空曹) 不発弾処理業務の実施に必要な高度かつ総合的な知識及び技能を修得させる。	(空曹) 米海軍兵器学校爆発物兵器処理課程、不発弾処理業務講習又は本講習を履修し、おおむね3年以上経過した空曹	(空曹) 不発弾処理一般、不発弾処理活動、不発弾処理技術その他処理技術の動向
航空生理訓練要員(曹士)講習	航空開発実験集団司令官	航空医学実験隊	約5週	航空生理訓練要員として必要な知識及び技能を修得させる。	初級衛生専門員以上の資格を有する者	航空生理、訓練装置及び取扱法、教育法、実習、精神教育、服務、教練及び体育
飛行点検操縦士講習	航空支援集団司令官	飛行点検隊	約16週	飛行点検操縦士として必要な知識及び技能を修得させる。	U-125又はU-680A正操縦士で総飛行時間が、1,000時間以上の者	飛行点検に関する操縦訓練及び学科
パネル・オペレーター講習	同上	同上	約20週	パネル・オペレーターとして必要な知識及び技能を修得させる。	初級機上無線技術員以上の資格を有する者	飛行点検に関する計測法
KC-767空中給油技術講習	同上	第1輸送航空隊	約8週	KC-767航空機による空中給油業務に従事するため必要な知識及び技能を修得させる。	初級空中輸送(戦術輸送)技術員以上の資格を有し、かつ、輸送機における航空士としておおむね3年以上の実務経験を有する者のうち、乙種航空無線通	KC-767航空機の空中給油に関する訓練及び学科教育

					信士の資格を有する者	
作戦サイクル運用講習（一般）	航空総隊司令官	航空総隊司令部	約7日間	航空総隊AOCにおける各部署要員として必要な知識及び技能を修得させる。	航空総隊AOCに勤務する又は勤務予定の幹部自衛官	作戦サイクル及びAOCの概要、各部署の業務内容及びプロダクト作成業務等
作戦サイクル運用講習（上級）	同上	同上	約4日間	航空総隊AOCにおける各部署長として必要な知識及び技能を修得させる。	同上	同上
捜索技術講習	同上	救難教育隊	約12週	機上における捜索機器の操作に從事するために必要な知識及び技能を修得させる。	初級機上無線技術員以上の資格を有する者	救難捜索業務の概要、搭乗航空機の概要、捜索機器の操作及び搭載救難器材の操作
捜索技術講習（短期）	同上	同上	約8週	同上	初級機上無線技術員以上の資格を有する者のうち、航空救難団の機上無線員課程を修了した者	救難捜索業務の概要、捜索機器の操作及び搭載救難器材の操作
幹部航空士（ECM）講習	同上	航空戦術教導団	約10週	ECM機の通信業務の統制に從事する航空士として必要な知識及び技能を修得させる。	航法課程を修了した者並びに要撃管制幹部課程又は地上電子幹部課程を修了した者で所定の身体検査に合格した者	飛行一般、搭乗航空機の概要、搭載通信電子機器の操作及びECMの統制業務
航空士（ECM）講習	同上	同上	同上	ECM機の通信業務に從事する航空士として必要な知識及び技能を修得させる。	警戒管制、機上無線又は警戒管制レーダー整備の初級専門員以上の特技を有し、かつ、所定の身体検査に合格した者	飛行一般、搭乗航空機の概要及び搭載通信電子機器の操作
幹部航空士（電波測定）講習	同上	同上	約6週	機上における電波測定の統制に從事する航空士として必要な知識及び技能を修得させる。	兵器管制、情報、情報通信（職務記号：AEまたはGE）、高射整備、又は航空機整備（職務記号：AR）の特技を有し、	飛行一般、搭乗航空機の概要、機上電波測定装置の操作及び電波測定の統制業務

				得させる。	かつ、所定の身体検査に合格した者	
航空士（電波測定）講習	同上	同上	同上	機上における電波測定に従事する航空士として必要な知識及び技能を修得させる。	語学、情報、警戒管制、高射操作、基地防空操作、警戒管制レーダー整備、高射電子整備又は基地防空電子整備の初級専門員以上の特技を有し、かつ、所定の身体検査に合格した者	飛行一般、搭乗航空機の概要並びに機上電波測定装置の操作及び整備
終末誘導員講習	同上	航空支援隊	約6週	航空自衛隊が実施する近接航空支援等に係る終末誘導員として必要な知識及び技能を修得させる。	終末誘導の業務に従事し、又は従事を予定している者	終末誘導に係る知識及び技能の付与に必要な訓練及び学科
サイバー防護講習	航空システム通信隊司令	航空システム通信隊	約4週	（幹部） 航空自衛隊が保有する情報システムをサイバー攻撃等から防護するために必要な基礎的知識及び技能を修得させるとともに、実務指揮能力を修得させる。	（幹部） 情報通信の特技を有し、おおむね2年以上の勤務経験を有する幹部自衛官又はこれと同等以上の能力を有する幹部自衛官若しくは事務官等で、サイバー防護業務に従事し、又は従事を予定している者	（幹部） 情報セキュリティ概論、情報セキュリティ技術、セキュアシステム構築、保全強度診断、サイバー防護業務及び総合演習
				（曹士） 航空自衛隊が保有する情報システムをサイバー攻撃等から防護するために必要な基礎的知識及び技能を修得させる。	（曹士） 電算機処理、通信、警戒管制レーダー整備、地上無線整備、電算機整備若しくは有線整備の特技を有し、おおむね2年以上の勤務経験を有する空曹若しくは空士又はこれと同等以上の能力を有する空曹、	（曹士） 情報セキュリティ概論、情報セキュリティ技術、セキュアシステム構築、保全強度診断、サイバー防護業務及び総合演習

					空士若しくは事務官等で、サイバー防護業務に従事し、又は従事を予定している者	
新任事務官等特別講習	航空教育集団司令官	幹部候補生学校	約4週	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（これに準ずる選考を含む。）及び防衛省専門職員採用試験に合格し、航空自衛隊に採用された事務官等に対し、これらの試験の採用者としての自覚を養うとともに、航空自衛隊の事務官等として必要な基礎知識を修得させる。	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）（これに準ずる選考を含む。）及び防衛省専門職員採用試験に合格した事務官等	精神教育、服務、防衛一般、管理業務、礼式及び体育
中級事務官等講習	同上	同上	約5週	航空自衛隊の事務官等としての資質を養うとともに、中級事務官等として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。	行政職（一）2級及び3級の事務官等（行政職（一）以外の俸給表の適用を受ける相当級の者を含む。）	同上
上級事務官等講習	幹部学校長	幹部学校	約8週	航空自衛隊の事務官等としての資質を向上させるとともに、上級事務官等として必要な知識及び技能を修得させる。	行政職（一）3級及び4級の事務官等（行政職（一）以外の俸給表の適用を受ける相当級の者を含む。）	防衛一般、行政一般、指揮管理及び体育

別表第6 (第22条関係)

報 告 一 覧 報 表

報告題名及び報告統制 章 号	報告種別	到 着 期 限	提 出 部 数	報 告 内 容	備 考
課程教育実施基準報告 (10-T63-AR(D))	その都度	課程新設後又は 課程教育実施基 準改正後、速や かに	1	課程教育実施基準	
年度教育実施予定報告 (10-T62(D))	年 報	前年度末	12	年度教育実施予定表	修正又は変更する場 合には、当該課程教育開 始の30日前までに報告 する。
教育現況報告 (10-T53(D))	月 報	翌月15日	2 (様式第1) 2 (様式第2)	1 飛行教育様式第1に示すとおり 2 飛行教育以外の教育 様式第2に示すと おり	航空総隊司令官、航空 支援集団司令官、航空 開発実験集団司令官及 び自衛隊入間病院長は、 様式第2の写しを航空 教育集団司令官に送付 するものとする。
教育成果報告 (10-T8-AR(D))	その都度	課程教育終了後 60日以内。ただ し、上級空曹課 程については、 年度最終期終了 後60日以内	1	1 教育経過概要 (1) 教育期間 (2) 経過概要 (3) 成果 2 学免率及び次期編入率についての検討 (飛行教育を除く。) 3 改善向上した点 4 改善を要する問題点とその対策 5 その他 6 所見	1 術科教育に係る課 程を除く。 2 他の課程等の教育 成果を併せて報告す ることを可とする。 ただし、この場合の 報告は、終了時期が 早い課程等の到着期 限内とする。

備考：課程教育実施基準報告及び年度教育実施予定報告については、防衛大臣直轄部隊の長、航空方面隊司令官及び機関の長に写しを配布するものとする。

記載要領

1 区分

- (1) 月間……報告該当月の全期間の数値を記入する。
- (2) 累計……当該クラスが開始してから修了するまでの間の各項目別累積数を記入する。
- (3) その他……各クラスの開始、飛行開始、修了した日及び各クラスの直接教官数（学生を受け持っている教官操縦士）を記入する。

2 項目

(1) 月間

- ア 開始者数……初めて当該課程に入った学生数を記入する。したがって延期等の理由により次期以降クラスに入っても再度の当該課程学生となるので本項目には含まない。
- イ 編入者数……当該課程に2度以上にわたり入った学生数を記入する。したがって当該課程の途中で入っても初めての学生であれば本項には含まない。
- ウ 延期者数……当該クラスにおいては身体上の欠陥等により当該課程を修了しえないが、次期以降のクラスに編入すれば修了しうる可能性のある学生を記入する。（一時免とは異なる。）
- エ 罷免者数……当該クラスはもとより次期以降のクラスに編入しても技量、身体、自免等の理由により当該課程を修了しうる見込のない(ア)～(オ)に該当する学生数を記入する。
- (ア) 技 量……操縦技量不良によつて飛行教育各課程学生を免ぜられた者
- (イ) 身 体……身体上の欠陥により飛行教育を継続しえないため、飛行教育各課程学生を免ぜられた者
- (ウ) 自 己……技量及び身体等の理由により飛行教育各課程学生が飛行教育継続を断念しその身分を免ぜられた者
- (エ) その他……退職、殉職、学科免、規律違反及び(ア)、(イ)、(ウ)以外の理由によつて飛行教育各課程学生を免ぜられた者
- (オ) 一時免……ある種の欠陥理由を生じたため当該課程を当該クラスでは修了できないがその欠陥箇所の回復を待つて編入(編入時期は不定)させれば修了しうる可能性を有する場合の者で条件付で飛行教育各課程学生を免ぜられた者
- (カ) 計……(ア)～(オ)までの罷免者合計数
- オ 修了者数……当該課程を修了しえた学生数を記入する。
- カ 教育中……月末現在の各クラス在学者数を記入する。ただし、地上教育中の者は、その在学者数の内数として()内に記入する。

(2) 累計

- ア 開始者数……(1)ア項の合計数を記入する。
- イ 編入者数……(1)イ項 "
- ウ 延期者数……(1)ウ項 "
- エ 罷免者数……(1)エ項 "
- (ア) 技 量……(1)エ項(ア)号の合計数を記入する。
- (イ) 身 体……(1)エ項(イ)号 "
- (ウ) 自 己……(1)エ項(ウ)号 "
- (エ) その他……(1)エ項(エ)号 "
- (オ) 一時免……(1)エ項(オ)号 "
- (カ) 計……(1)エ項(カ)号 "

(3) その他

- ア 開始日……当該クラスの開始した日
- イ 飛行開始日……当該クラスの飛行教育を開始した日
- ウ 修了日……当該クラスの修了した日
- エ 教官数……各クラスごとの直接教官数(学生を受け持つ教官操縦士)を記入するが、兼務教官の場合には、直接教官の内数として()内にその数を明記する。
例：直接教官12名で内2名兼務の場合

	教 官 数	
クラス名	(ケ 2) 12	

3 クラス……当該課程において飛行教育を受けた又は受けている各クラス名を列記する。

4 計……当該課程の各項目ごとに合計数を記入する。

5 備 考

(1) 当該クラスの途中開始日はその理由を明記する。

(2) 月間罷免者中自己欄には本人の欠陥ばかりでなく家族の反対等が原因していればその旨を又その他の欄には退職、殉職等の理由を明記すること。ただし、2名以上の場合には、そのクラス名を書き加える。

(3) 開始日及び修了日が実行計画の示す日程と実施日程とに差異を生じたときには、その理由を明記する。

(4) 上記以外の備考欄に記入すべき事項と判断されるもの。

6 注意事項

(1) 記入事項は、個別命令等の発令日を基準とし、報告該当月の月末現在数である。

(2) 本報告は、各部隊、各課程ごとに作成するものとする。

様式第2 (第22条関係)
航空幕僚長 殿
(人事教育計画課教育室長気付)

発簡番号 第 号
発簡年月日

教 育 現 況 報 告
(飛行教育以外の教育)
(10 - T 53 (D))
(令和 年 月分)

発簡者名

課 程 名	期別	前月末在校人員	開 始		編 入		教育の停止等		修 了		月末在校人員	成績(平均点)
			当月実績	年度実績	当月実績	年度累計	当月実績	年度累計	当月実績	年度実績		
備 考												

添付書類：
配布区分：
注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

記載要領

1 課程名

- (1) 記入は、隊訓の別表及びこの達の別表に掲げる順序による。
- (2) 課程ごとに小計の項を設ける。
- (3) 初級、中級及び上級特技員の課程等の課程の区分ごとに合計の項を設け、最後に総計する。

2 期別

当月に開始した期、在校中の期及び修了した期を期別番号順に記入する。

3 学生区分符号（一般教育を除く。）

各欄に学生数を記入する場合、その内訳を明らかにするため、次の区分符号を単体又は必要に応じ組み合わせて用いる。

- A 航空自衛隊員（B、C、E、D、F、W、Sの隊員は含まない。）
- B 初級特技員の課程において、教育隊から直接配員される新隊員以外の航空自衛隊員
- C 航空自衛隊事務官等
- D 一般空曹候補学生
- E 航空自衛隊生徒
- F 空曹候補士
- H 一般空曹候補生
- W 女子である航空自衛官
- G 陸上自衛隊員
- N 海上自衛隊員
- S 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、統合幕僚学校、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に所属する者（当該機関等に派遣勤務中の航空自衛隊員を含むものとし、この場合は（ ）を付す。）

4 前月末在校人員

前月末日現在の学生数を記入する。

5 開始

- (1) 当月欄は期ごとの入校実績数を、各期別の項に、当月度の入校実績数を、小計、合計及び総計の項に記入する。
- (2) 年度欄は、当年度当月末までの入校実績数を、小計、合計及び総計の項に記入する。

6 編入

当月に、当該期以前の期等からの編入学生数を記入するとともに、以前の期を（ ）に表示する。

7 教育の停止等

年度累計欄は、期別ごとに記入するとともに、小計、合計及び総計の項に、当年度当月末までの累計を記入する。

8 修了

開始と同じ要領とする。

9 月末在校人員

前月末在校人員と同じ要領とする。

10 成績平均点

当月に、課程を修了した期の成績平均点を記入する。

11 備考

備考欄には、特記事項を必要に応じ記入する。

航空自衛隊達第18号 (41. 7. 1) **別冊第1** (第8条、第12条、第14条関係)

基本教育実施基準

第1 目的

この基準は、隊訓第11条に規定する基本教育(委託教育を除く。)の実施に当り、基準となる教育の目標、配当時間の基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 課程による教育の実施基準

1 教育目標

(1) 課程の教育目標

- ア 一般教育の各課程の教育目標は、別表第1のとおりとする。
- イ 飛行教育の各課程の教育目標は、別表第2のとおりとする。
- ウ 術科教育の各課程の教育目標は、別表第3のとおりとする。

(2) 主要教育事項の教育目標

- ア 空士、空曹候補者(航空学生を除く。)及び空曹の各課程における共通の主要教育事項の教育目標は、別表第4(その1、その2)のとおりとする。
- イ 航空学生及び飛行幹部候補生の各課程における共通の主要教育事項の教育目標は、別表第5のとおりとする。
- ウ 一般幹部候補生、医科歯科看護科幹部候補生、3尉候補者及び初級操縦教育の各課程等における共通の主要教育事項の教育目標は、別表第6のとおりとする。

2 配当時間の基準

(1) 基準の取扱要領

- ア 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)は、空幕長の定めた時間基準等に対し、次の表に示す範囲の修正を、空幕長の承認を得ることなく実施することができる。

区 分	主 要 教 育 事 項		総計時間又は教育期間
一般教育	10パーセント以内		5パーセント以内(自衛官候補生課程については減修正に限る。)
飛行教育	1 10パーセント以内 2 10パーセントを超えるその他の欄に示す時間の減修正		1 5パーセント以内 2 その他の欄に示す時間の減修正に伴う修正
術科教育	技 術 の 教 育	10パーセント以内	10パーセント以内
	技術の教育以外	週当たり1時間以内	

- イ 防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長(幹部候補生学校長、術科学校長及び補給処長を除く。)は、上記の許容制限以上の加減修正を必要と認める場合には、あらかじめ空幕長の承認を得るものとする。

- ウ 教育に付帯する必要な時間を、「その他」として取り扱い、各課程の配当時間の基準を示す各表において、その他の欄に示す。

(2) 一般教育の各課程(単位は時間をもって示す。以下同じ。)

- ア 空士、空曹候補者(航空学生を除く。)及び空曹の課程

課程名	主要教育事項							
	精神教育	服 務	防 衛 学	普通学	教 練	体 育	その他	
自衛官候補生課程 新隊員課程	24	62	40	0	152	84	78	
一般空曹候補生課程 (下段は短期)	28	72	54	0	164	138	104	
	8	20	18	0	16	34	24	
空曹予定者課程	19	33	62	0	108	90	56	
初任空曹課程	19	33	62	0	108	90	56	
公募空曹課程	31	73	82	0	178	78	70	

上級空曹課程	20	60	28	0	0	0	28
--------	----	----	----	---	---	---	----

備考：一般空曹候補生課程の短期の履修は、航空自衛官からの採用者とする。

イ 航空学生の課程

課程名	主要教育事項	精神教育	服 務	防衛学	普通学	教 練	体 育	その他
			サービス一般 サービス指導 監督者管理 訓練	国防論 戦史等	人文科学、社会科学、数学、物理学、航空工学、電子工学、自由研究、英語等			
航空学生課程		100	112	108	1,994	254	508	964

ウ 幹部候補者等の各課程

課程名	主要教育事項	精神教育	服 務	防衛学及び普通学	教 練	体 育	その他
			サービス一般 サービス指導 その他	指揮、管理 航空作戦 防衛一般 戦史 一般教養 その他			
一般幹部候補生課程	防大及び一般	82	62	560	242	160	286
	部内	68	40	464	164	186	130
飛行幹部候補生課程		62	28	356	124	46	60
医科歯科看護科幹部候補生課程		34	18	96	28	36	32
3尉候補者課程		62	20	216	126	48	48

エ 幹部の各課程（幹部学校に置く各課程を除く。）

課程名	主要教育事項	精神教育	服 務	防 衛 学	教 練	体 育	その他
公募幹部課程		36	28	134	58	20	48
幹部補備課程		8	20	70	8	20	50

(3) 飛行教育の各課程
(その1)

課程名	主要教育 事項	精神 教育	服務	防衛 学	教練	体育	操縦訓練、航法 訓練又は 要撃管制 訓練	操縦学 科、航法 学科又は 要撃管制 学科	普通学 又は技術の 教育	その他
初級操縦 (T-7) 課程		8	4		8	44	278	258		273
基本操縦 (T-4) 前期課程		7	4	12	10	48	329	251		298
基本操縦 (T-4) 後期課程		9	5	18	10	60	457	249		392
基本操縦 (T-400) 課程		15	4	18	10	68	483	346		416
基本操縦 (T-400) 課程 (長期)		30	8	30	20	94	730	536		432
初級操縦教官 (T-7) 課程		4~ 8		4~ 8		14~ 18	124~ 186	98~ 118		22~ 26
初級操縦教官機種転 換 (T-7) 課程						8~ 12	58~ 90	58		24~ 32
基本操縦前期教官 (T-4) 課程		8		12		30	251	184		125
基本操縦後期教官 (T-4) 課程		4		6		30	251	184		125
基本操縦教官 (T-400) 課程		4				16	120	140		40
計器飛行教官 (T-4) 課程						10	100	110		20
計器飛行教官 (T-400) 課程						12~ 22	92~ 176	110~ 164		26~ 78
戦闘機操縦基礎課程		4				16	106	70		124
戦闘機操縦 (F-15) 課程		3	4	20	10	90	446	431		376
戦闘機操縦 (F-2) 課程		3	4	20	10	76	532	411		416
輸送機操縦 (YS-11) 課程		8		10		66	305	272		307
輸送機操縦 (C-1) 課程		15		15		48	378	232		232
輸送機操縦 (C-2) 課程		15		15		32	240	284		150

輸送機操縦(C-130)課程	15		15		32	248	232		142
空中給油・輸送機操縦(KC-767)課程	15		15		30	345	268		500
救難操縦(U-125A)課程	15		15		30	171	264		145
救難操縦(UH-60J)課程	15		15		60	345	359		166
F-15機種轉換操縦課程	5		10		15	119~ 155	292		149~ 169
F-2機種轉換操縦課程	5		10		15	85~ 125	254~ 364		79~ 149
F-35A機種轉換操縦課程	5		10		15	180	280		285
T-4機種轉換操縦課程					15	64	66		65
T-400機種轉換操縦課程					16	108	125		71
C-1機種轉換操縦課程	4		8		25	157	182		64
C-2機種轉換操縦課程	4		8		15	150	230		42
C-130機種轉換操縦課程	4		8		25	153	184		66
KC-767機種轉換操縦課程	3		4~ 8		8~ 14	58~ 265	95~ 221		62~ 397
CH-47J機種轉換操縦課程	4		4		16	65	141		90
E-2C機種轉換操縦課程	4		8		26	115	254		165
E-2D機種轉換操縦課程	0~ 2		0~ 2		4~ 6	56~ 142	174~ 240		46~ 96
E-767機種轉換操縦課程	4		8		12	52~ 259	91~ 210		21~ 335
U-125A機種轉換操縦課程	4		2		20	106	187		81
U-4機種轉換操縦課程	4		8		16	76	150		76
U-680A機種轉換操縦課程	4		4		16	84	158		106

UH-60J機種転換操縦課程	2		4		25	96	133		60
戦闘機操縦教官(F-15)課程	2		2~ 4		10~ 18	78~ 163	49~ 101		30~ 68
戦闘機操縦教官(F-2)課程	2		2~ 4		10~ 18	88~ 175	50~ 103		25~ 58
輸送機操縦教官(Y S-11)課程	6		6		20	136	106		78
輸送機操縦教官(C-1)課程	6		6		20	156	114		50
輸送機操縦教官(C-2)課程	2		4		10	146	114		28
輸送機操縦教官(C-130)課程	6		6		20	157	114		49
空中給油・輸送機操縦教官(KC-767)課程	6		6		10	65	98		94
救難操縦教官(U-125A)課程	4		4		16	106	104		86
救難操縦教官(UH-60J)課程	3		3		12	110	119		73
試験飛行操縦士課程					50	420	50	548	692
航法課程	10	4	10	12	49	156	682		198
航法教官課程	2		2		10		121		54
飛行安全幹部課程	7				26			239	36
戦術課程	2				40	290		308	210

備考：操縦訓練及び航法訓練又は要撃管制訓練には、地上教育を含む。
(その2)

課程名	主要教育事項	準備訓練	精神教育	服務	教練	体育	普通学	その他
飛行準備課程		127~ 135	15~ 20	5~ 8	2~ 22	2~ 195	322~ 1,124	2~ 162

備考：準備訓練は、落下傘降下準備訓練及び航空生理訓練等とし、必ず教育事項とする。
(その3)

課程名	主要教育事項	陸上・海上・航空各作戦	空地作戦	航空支援組織	図上研究	体育	その他
協同戦術課程		86	56	60	40	18	120

(4) 術科教育の課程
 ア 術科学校に置く課程
 (その1)

主要教育事項 課程等名		共 通 の 教 育				技 術 の 教 育	その他
		体育	服務	精神教育	教練		
准 曹 士 課 程	初級特技員課程（初級計器整備員課程(短期)を除く。）	12.5%				75%	12.5%
	上級特技員課程	7.5%				85%	7.5%
	術科特修課程	5%				87.5%	7.5%
	特別の准尉曹士術科課程（准曹士英語課程を除く。）	5%				87.5%	7.5%
幹 部 課 程	初級の幹部術科課程	7.5%				85%	7.5%
	術科専攻課程	5%				87.5%	7.5%
	術科研修課程	5%				87.5%	7.5%
	特別の幹部術科課程（幹部英語課程を除く。）	5%				87.5%	7.5%

備考：週当たりの時間配分
 (その2)

主要教育事項 課程名	技術の教育	その他
准曹士英語課程・幹部英語課程	90%	10%

備考：週当たりの時間配分
 (その3)

主要教育事項 課程名	防衛一般	当該職域部 隊の運用	職域関連 技 術	幕僚勤務	体 育	その他
上 級 の 幹 部 術 科 課 程	85%				5%	10%

備考：週当たりの時間配分
 (その4)

主要教育事項 課程等名		共 通 の 教 育				技 術 の 教 育	その他
		体育	服務	精神教育	教練		
初級計器整備員課程（短期）		5%				87.5%	7.5%

備考：週当たりの時間配分
 イ 術科学校に置く課程以外の課程
 (その1)

主要教育事項 課程等名		共 通 の 教 育				技 術 の 教 育	そ の 他
		体 育	精 神 教 育	服 務	教 練		
准 曹 士 課 程	初級特技員課程	12.5%				75%	12.5%
	術科特修課程・特別の准尉 曹士術科課程	7.5%				85%	7.5%
幹 部 課 程	初級の幹部術科課程	7.5%				80%	12.5%
	特別の幹部術科課程（幹部 教育技術課程（区隊長等） を除く。）	7.5%				85%	7.5%

備考：週当たりの時間配分
 (その2)

主要教育事項 課程名	精 神 教 育	技 術 の 教 育	そ の 他
幹部教育技術課程 (区隊長等)	27	124	9

第3 準課程講習の実施基準

- 1 達本文別表第5（その1）に掲げる各準課程講習の教育目標は、それぞれの準拠課程の教育目標に準ずるものとし、同表（その2）に掲げる各準課程講習の教育目標については、別に示す。
- 2 配当時間の基準は、講習担当者が定めるものとする。

第4 幹部候補生課程修了者の隊付教育の実施基準

- 1 隊付教育の教育目標
 幹部自衛官としての自覚を深めさせるとともに、初級の幹部自衛官としての実務を遂行するのに必要な知識及び技能を実践により体得させる。
- 2 主要教育事項の教育目標

主要教育事項	教 育 目 標
精 神 教 育	幹部自衛官としての使命感を深めさせるとともに、初級の幹部自衛官として部隊等の任務遂行上必要な心構えを修得させる。
服 務	1 初級の幹部自衛官としてのサービスを体得させ、特に部隊当直幹部、基地副直幹部及び保安巡察の勤務要領を修得させる。 2 空曹及び空士に対するサービス指導要領を理解させる。 3 幹部自衛官としてのしつけを概成させる。
教 練	1 小部隊の指揮について演練させ、小部隊の実員指揮能力を向上させる。 2 基地警備に関する指揮能力を向上させる。
体 育	1 空曹及び空士に対する実技指導を実施させ、指揮及び指導能力を向上させる。 2 各種の体育訓練種目の実施により、体力及び気力を充実させる。
指揮、管理及び 部隊業務	1 初級幹部としての指揮、管理要領を体得させる。 2 航空自衛隊の編制部隊等の組織、機能及び各職務の概要について理解させる。

3 実施要領

- (1) 実施担当者
一般幹部候補生課程及び飛行幹部候補生課程の修了者が所属する編制部隊等の長とする。
- (2) 実施場所
実施担当者の定めるところによる。
- (3) 期 間
一般幹部候補生課程の修了者（部隊選抜試験の合格者及び薬剤科幹部候補生試験の合格者に限る。）及び飛行幹部候補生課程の修了者の隊付教育については、約8週以内で実施担当者が必要と認める期間実施するものとする。

第5 生徒及び一般空曹候補学生の部隊実習実施基準

1 主要教育事項及び教育目標

主要教育事項		教 育 目 標
共通の教育	精神教育	1 国防の重要性及び自衛隊の使命について自覚を高めさせる。 2 空曹候補者としての自覚と誇りを高めさせ、規律、責任感、服従、率先垂範の精神等空曹としての資質を養う。
	服 務	サービスの基礎的事項を徹底させるとともに、空曹としてのサービス指導を体験させる。
	教 練	1 基本教練においては、各個の動作を演練するとともに、分隊程度の部隊の実員指揮を体験させる。 2 基地警備については、分隊員としての動作を演練するとともに、分隊程度の部隊の実員指揮を体験させる。 3 責任感その他の精神要素を養い、分隊程度の部隊の指揮官としての心構えを修得させる。
	体 育	1 自衛官として必要な体力及び体育訓練種目のうち、1種目以上の実技指導能力を育成する。 2 敢闘精神その他の精神要素を養う。 3 体力測定は、全員が5級以上、50%が4級以上を目標とする。
技術の教育		当該特技職の専門員として必要な知識及び技能を修得させる。

2 実施要領

区 分		生 徒	一般空曹候補学生
期 間		中級特技員の課程修了後、生徒空曹候補者課程開始までの間	中級特技員の課程修了後、一般空曹候補学生空曹候補者課程開始までの間
実 施 場 所		航空教育集団司令官が関係部隊等の長と調整のうえ定める。	部隊実習実施部隊等の長所定
教育内容及び時間等の細部	共通の教育	同 上	同 上
	技術の教育	同 上	補職を予定される特技職の空曹として必要な部隊等の業務について実地に体験させるとともに、航空自衛隊の練成訓練に関する達別冊第1付録空曹及び空士実務訓練実施要領に示す中級実務訓練に準ずる。

別表第 1

一般教育の各課程の教育目標

課 程 名	教 育 目 標
自衛官候補生課程 新隊員課程	1 空士として必要な一般の基礎事項、特に隊員としてのしつけ、教練及び体育の基本動作並びに服務等の基礎的事項を修得させる。 2 空士としての資質を養う。
航空学生課程	1 飛行幹部候補生として必要な一般の基礎事項、特に隊員としてのしつけ、教練及び体育の基本動作並びに服務等の基礎的事項を修得させるとともに、航空自衛隊の航空機とう乗員として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。 2 飛行幹部候補生としての資質、特に航空自衛隊の航空機とう乗員としての資質を養う。
一般空曹候補生課程	1 曹候補生として必要な一般の基礎事項、特に隊員としてのしつけ、教練及び体育の基本動作並びに服務等の基礎的事項を修得させる。 2 空曹としての資質を養う。
空曹予定者課程	1 空曹として必要な一般の事項、特に内務班長、一般訓練の助教、基地警備の分隊長として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。 2 空曹としての資質を養う。
初任空曹課程	1 空曹として必要な一般の事項、特に内務班長、一般訓練の助教、基地警備の分隊長として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。 2 空曹としての資質を養う。
公募空曹課程	1 空曹として必要な一般の基礎事項、特に隊員としてのしつけ、教練及び体育の基本動作並びに服務等の基礎的事項を修得させる。 2 空曹としての資質を養う。
上級空曹課程	1 上級の空曹として必要な一般の事項、特に小隊程度の部隊を指導し、また、隊長、小隊長等を補佐するために必要な知識及び技能を修得させる。 2 空曹としての資質を向上させる。
一般幹部候補生課程	1 主として空における防衛に関する一般の基礎事項、特に編制単位部隊内の小隊長又はこれに準ずる者として必要な一般の事項の基礎的知識及び技能を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を養う。
飛行幹部候補生課程	1 主として空における防衛に関する一般の基礎事項、特に飛行職域の初級の幹部自衛官として必要な一般の事項の基礎的知識及び技能を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を養う。
医科歯科看護科幹部候補生課程	1 航空自衛隊の初級の医官、歯科医官又は看護官として必要な航空自衛隊に関する一般的知識及び航空衛生業務の基礎的知識を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を養う。
3尉候補者課程	1 初級の幹部自衛官として必要な一般の基礎事項、特に編制単位部隊の小隊長又はこれに準ずる者として必要な一般の事項の基礎的知識及び技能を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を養う。
公募幹部課程	1 主として空における防衛に関する一般の事項の基礎的知識を修得させるとともに基礎的サービス能力を与える。 2 幹部自衛官としての資質を養う。

幹部補備課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空自衛隊の他自衛隊と特に異なる一般の事項の基礎的知識を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を向上させる。
幹部普通課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 主として空における防衛に関する一般の事項、特に航空団以下の部隊等の指揮運用及び幕僚勤務に必要な知識及び技能を修得させるとともに将来進展の素地を与える。 2 幹部自衛官としての資質を養う。
幹部特別課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面隊司令部等の課長、航空団等の部長、分屯基地司令等として作戦運用、基地の運用等に関する職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させる。 2 幹部自衛官としての資質を向上させる。
指揮幕僚課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛に関する一般の事項、特に航空方面隊以下の部隊等の指揮運用及び幕僚勤務に必要な一般の知識及び技能並びに防衛力の建設維持に必要な一般の基礎的知識及び技能を修得させるとともに将来進展の素地を与える。 2 幹部自衛官としての資質を向上させる。
幹部高級課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛に関する一般の事項、特に航空方面隊以上の部隊等の指揮運用及び幕僚勤務に必要な一般の知識及び技能並びに防衛力の建設維持に必要な一般の知識及び技能を修得させるとともに将来進展の素地を与える。 2 幹部自衛官としての資質を向上させる。

別表第2

飛行教育の各課程の教育目標

区分	課程名	教育目標
初級 操縦	初級操縦（T-7）課程	1 T-7により、有視界飛行及び基本計器飛行の基本操縦法を修得させる。 2 操縦者としての資質を養う。
	基本操縦（T-4）前期課程	1 T-4により、有視界飛行及び基本計器飛行の基本操縦法を概成させる。 2 操縦者としての資質を養う。
	基本操縦（T-4）後期課程	1 T-4により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を完成させる。 2 航空従事者技能証明及び計器飛行証明を取得させる。 3 操縦者としての資質を養う。
	基本操縦（T-400）課程 基本操縦（T-400）課程（長期）	1 T-400により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を完成させる。 2 航空従事者技能証明及び計器飛行証明を取得させる。 3 操縦者としての資質を養う。
上級 操縦 教育	初級操縦教官（T-7）課程	1 T-7の操縦に関し専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 T-7操縦士の資格を取得させる。 3 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 4 教官操縦士としての資質を養う。
	初級操縦教官機種転換（T-7）課程	1 T-7の操縦に関し専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 T-7操縦士の資格を取得させる。 3 教官操縦士としての資質を向上させる。
	基本操縦前期教官（T-4）課程	1 T-4の操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 基本操縦（T-4）前期課程教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
	基本操縦後期教官（T-4）課程	1 T-4の操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 基本操縦（T-4）後期課程教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
	基本操縦教官（T-400）課程	1 T-400の操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
	計器飛行教官（T-4）課程	1 計器飛行に関する専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。
	計器飛行教官（T-400）課程	3 教官操縦士としての資質を養う。
	戦闘機操縦基礎課程	1 T-4により、戦技に関する基礎的事項を修得させる。

		2 戦闘機操縦者としての資質を養う。
	戦闘機操縦 (F-15) 課程	1 F-15の基本操縦法及び戦技の基礎を修得させる。 2 F-15操縦士の資格を取得させる。 3 戦闘機操縦者としての資質を養う。
	戦闘機操縦 (F-2) 課程	1 F-2の基本操縦法及び戦技の基礎を修得させる。 2 F-2操縦士の資格を取得させる。 3 戦闘機操縦者としての資質を養う。
初	輸送機操縦 (YS-11) 課程	1 プロペラ推進を主とする双発固定翼航空機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を修得させる。 2 輸送機による編隊機動、空中投下等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 YS-11操縦士の資格を取得させる。 4 輸送機操縦者としての資質を養う。
	輸送機操縦 (C-1) 課程	1 C-1輸送機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を修得させる。 2 輸送機による編隊機動、空中降投下等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 C-1操縦士の資格を取得させる。 4 輸送機操縦者としての資質を養う。
	輸送機操縦 (C-2) 課程	1 C-2輸送機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法並びに副操縦士業務の基礎を修得させる。 2 輸送機による編隊機動、空中降投下等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 C-2操縦士の資格を取得させる。 4 輸送機操縦者としての資質を養う。
級	輸送機操縦 (C-130) 課程	1 C-130輸送機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を修得させる。 2 輸送機による編隊機動、空中降投下等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 C-130操縦士の資格を取得させる。 4 輸送機操縦者としての資質を養う。
	救難操縦 (U-125A) 課程	1 U-125A航空機により、有視界飛行及び計器飛行基本操縦法を修得させる。 2 捜索機による捜索法、救出支援法、援助物資投下法等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 U-125操縦士の資格を取得させる。 4 救難機操縦者としての資質を養う。
戦	空中給油・輸送機操縦 (KC-767) 課程	1 KC-767空中給油・輸送機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法並びに空中給油の基礎的事項及び技能を修得させる。 2 KC-767操縦士の資格を取得させる。 3 空中給油・輸送機操縦者としての資質を養う。
	救難操縦 (UH-60J) 課程	1 回転翼航空機により、有視界飛行及び計器飛行の基本操縦法を修得させる。 2 救助機による捜索法、救助法等の基礎的知識及び技能を修得させる。 3 UH-60J操縦士の資格を取得させる。 4 救難機操縦者としての資質を養う。
技	F-15機種転換操縦課程	1 F-15戦闘機の基本操縦法を修得させる。 2 F-15操縦士の資格を取得させる。 3 戦闘機操縦者としての資質を養う。
	F-2機種転換操縦課程	1 F-2戦闘機の基本操縦法を修得させる。

		3 救難機操縦者としての資質を養う。
上級	戦闘機操縦教官（F-15）課程	1 F-15戦闘機の操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
	戦闘機操縦教官（F-2）課程	1 F-2戦闘機の操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
戦	輸送機操縦教官（YS-11）課程	1 輸送機操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。
	輸送機操縦教官（C-1）課程	2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。
	輸送機操縦教官（C-2）課程 輸送機操縦教官（C-130）課程	3 教官操縦士としての資質を養う。
技	空中給油・輸送機操縦教官（KC-767）課程	1 空中給油・輸送機操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
教	救難操縦教官（U-125A）課程	1 U-125A救難機操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
育	救難操縦教官（UH-60J）課程	1 UH-60J救難機操縦に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官操縦士としての資質を養う。
その他	試験飛行操縦士課程	各種航空機（主として噴射推進を主とする固定翼航空機）により、新規開発航空機等の試験飛行操縦士として必要な専門的、かつ、高度の知識及び技能を修得させるとともに、航空機の新規開発計画等に参画しうる能力を与える。
	飛行準備課程	1 操縦者として必要な基本的知識を修得させる。 2 操縦者として必要な落下傘降下及び航空生理等についてその基礎を理解体得させる。 3 英語の会話及び読解について、航空自衛隊英語技能検定5級程度の能力を修得させる。 4 操縦者としての資質を養う。
	航法課程	1 航法幹部として必要な基礎的知識及び技能を修得させる。 2 航空士（航法）技能証明を取得させる。 3 航空士（航法）としての資質を養う。
	航法教官課程	1 航法に関し、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 教官として必要な知識及び技能、特に教育指導能力を修得させる。 3 教官航空士（航法）としての資質を養う。

行 教 育	飛行安全幹部課程	飛行運用幹部又は操縦幹部等として飛行安全及び航空事故調査に必要な知識及び技能を修得させる。
	協同戦術課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 近接航空支援に必要な知識及び技能を修得させる。 2 他自衛隊との協同作戦についてその概要を理解させる。
	戦術課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 各特技に応じた各種戦闘法について、専門的かつ高度の知識及び技能を修得させる。 2 部隊における戦技及び戦術の指導者として必要な知識及び指導力を修得させる。 3 航空作戦指揮部署における幕僚として必要な知識及び技能の一部を理解させる。 4 操縦者、航法幹部、兵器管制官又は高射運用幹部としての資質を向上させる。

別表第3

術科教育の各課程の教育目標

課程名	教育目標
初級特技員の課程	1 空曹空士特技職明細集に示す当該特技職の初級専門員の職務を遂行するのに必要な知識及び技能を修得させる。 2 初級専門員としての資質を養う。
上級特技員の課程	1 空曹空士特技職明細集に示す当該特技職の技術員の職務を遂行するのに必要な知識及び基礎的技能を修得させる。 2 技術員としての資質を養う。
術科特修課程	1 当該職域において、初級幹部の補佐者として、その職務を遂行するのに必要な知識及び技能を修得させる。 2 当該職域における1等空曹としての資質を養う。
特別の准尉曹士術科課程	1 それぞれの課程に応じ、次のいずれかに該当する知識及び技能を修得させる。 (1) 装備の改変に応じ、それぞれの職務を遂行するのに必要な知識及び技能 (2) 特技職の変更に応じ、それぞれの職務を遂行するのに必要な知識及び技能 (3) 教育訓練に関する職務その他特別な職務に従事するのに必要な知識及び技能 (4) 公資格試験に合格させるために必要な知識及び技能 2 准空尉、空曹又は空士としての資質に向上させる。
初級の幹部術科課程	1 主として空における防衛に関する技術の事項、特に編制単位部隊内の小隊長又はこれに準ずる者として必要な当該専門特技職に関する基礎的知識及び技能を修得させる。 2 当該専門特技職の幹部自衛官としての資質を養う。
上級の幹部術科課程	1 防衛に関する技術の事項、特に2佐職の編制単位部隊長、航空団以上の幕僚又はこれに準ずる者として必要な当該専門特技職に関する知識及び技能を修得させる。 2 当該専門特技職の幹部自衛官としての資質を向上させる。
術科研修課程	上級の指揮官又は幕僚として職務遂行上必要な当該幹部自衛官の特技職以外の特定特技職に関する基礎的知識及び技能を修得させる。
特別の幹部術科課程(幹部教育技術課程(区隊長等)を除く。)	1 それぞれの課程に応じ、次のいずれかに該当する知識及び技能を修得させる。 (1) 装備の改変に応じ、それぞれの職務を遂行するのに必要な知識及び技能 (2) 特技職の変更に応じ、それぞれの職務を遂行するのに必要な知識及び技能 (3) 教育訓練に関する職務その他特別な職務に従事するのに必要な知識及び技能 (4) 公資格試験に合格させるために必要な知識及び技能 2 当該専門特技職の幹部自衛官としての資質を養う。
幹部教育技術課程(区隊長等)	1 主として幹部候補生学校の区隊長及び防衛大学の指導教官として必要な知識及び技能を修得させる。 2 区隊長及び指導教官の職務に従事する幹部自衛官としての資質を養う。

別表第4

空士、空曹候補者（航空学生を除く。）及び空曹の課程における共通の主要教育事項の教育目標

課程名 主要教育事項	自衛官候補生 課程 新隊員課程	一般空曹候補生 課程	初級特技員の 課程	空曹予定者 課程	初任空曹 課程	公募空曹 課程	上級空曹 課程	上級特技員の 課程	術科特修 課程
精神教育	国防の重要性和自衛隊の使命を理解させ、自衛官としての勤務に必要な心構えを修得させる。	1 国防の重要性和自衛隊の使命を理解させる。 2 自衛官としての勤務に必要な心構えを修得させる。 3 将来伸展性のある人格形成の素地を与える。	自衛官候補生課程、新隊員課程及び一般空曹候補生課程の教育成果の拡充を図るとともに、特職の初級専門員として必要とする資質を養う。	1 自衛隊の使命について、確固たる信念を修得させる。 2 空曹としての自覚と誇りを高めさせ、規律、責任感、服従、率先垂範の精神等空曹としての資質を養う。	1 自衛隊の使命について、確固たる信念を修得させる。 2 空曹としての自覚と誇りを高めさせ、規律、責任感、服従、率先垂範の精神等空曹としての資質を養う。	1 国防の重要性和自衛隊の使命を理解させる。 2 規律、責任感、服従、率先垂範の精神等、空曹としての資質を養う。	1 上級の空曹としての使命感を確立させる。 2 上級の空曹として遂行に必要な心構えを修得させる。	空曹予定者課程及び初任空曹課程等において、当該特技員として特に必要な資質を養う。	1 等空曹としての重要性を認識し、遂行に必要な精神を養う。
服 務	空士としての勤務に必要な諸法規その他基礎的事項を理解させるとともに、空士としてのしつけを修得させる。	勤務に必要な諸法規、心得及び服務要領について理解させるとともに、曹候補生としてのしつけを修得させる。	自衛官候補生課程、新隊員課程及び一般空曹候補生課程において、しつけの徹底に努める。	空曹としての服務要領を理解させるとともに、空士に対する服務指導能力を修得させる。	空曹としての服務要領を理ととに指導能力を修得させる。	勤務に必要な諸法規、心得及び服務要領について理解させるとともに、基礎的事項を修得させる。	上級の空曹として、小隊長を補佐するに必要なる基礎的事項を修得させる。	空曹予定者課程及び初任空曹課程等において理解及び修得した事項の維持向上に努める。	服務指導能力を高めさせる。
防 衛 学	航空知識について、空士として必要な常識的事項を理解させる。	防衛一般、航空知識、航空作戦及び後方業務について、曹候補生として必要な事項を理解させる。		1 航空自衛隊の特質、航空作戦の概要及び指揮、統御並びに情報一般の基礎を理解させる。 2 空曹として必要な教育法の基礎能力を修得させる。 3 空曹として必要な管理に関する知識を修得させる。	1 航空自衛隊の現況、特性及び防衛作戦の概要を理解させ、併せて、各職種の重要性を認識させる。 2 空曹として必要な教育法の基礎能力を修得させる。 3 空曹として必要な管	1 航空自衛隊の特質、航空作戦の概要及び指揮、統御並びに情報一般の基礎を理解させる。 2 空曹として必要な教育法の基礎能力を修得させる。 3 空曹として必要な管	1 指揮及び指揮活動に関して理解させ、遂行上小隊長等の実施するための基礎的知識及び技能を修得させる。 2 上級の空曹として遂行に必要な防衛事		

					理に関する知識を修得させる。	知識を理解させる。	項を修得させる。	
教	練	<p>1 基本教練の基本動作を概成させる。</p> <p>2 基地防衛の基礎となる戦闘教練の各個の動作を理解させる。</p> <p>3 地上火器の射撃を体験させる。</p> <p>4 責任感その他の精神要素及び部隊等の一員としての心構えを養う。</p>	<p>1 基本教練の基本動作を概成させる。</p> <p>2 基地防衛の基礎となる各個の動作を理解させる。</p> <p>3 地上火器の取扱いに習熟させ、射撃を体験させる。</p> <p>4 曹候補生として責任感その他の精神要素及び部隊等の一員としての心構えを養う。</p>	<p>主として基本教練を実施し、自衛官候補生課程、新隊員課程及び一般空曹候補生課程において基本動作を維持向上させる。</p>	<p>1 基本教練の基本動作を完成させるとともに分隊程度の指揮能力を修得させる。</p> <p>2 基地防衛の基礎となる地上戦闘の各個の動作を概成させるとともに、分隊程度の部隊の指揮能力を修得させる。</p> <p>3 地上火器の取扱い及び射撃に習熟させる。</p> <p>4 責任感その他の精神要素及び分隊程度の部隊の指揮官としての心構えを養う。</p>	<p>1 基本教練の基本動作を完成させるとともに分隊程度の指揮能力を修得させる。</p> <p>2 基地防衛の基礎となる戦闘の各個の動作を概成させるとともに、分隊程度の部隊の指揮能力を修得させる。</p> <p>3 地上火器の取扱い及び射撃に習熟させる。</p> <p>4 責任感その他の精神要素及び分隊程度の部隊の指揮官としての心構えを養う。</p>	<p>空曹予定期間及び初任空曹課程において修得した事項を維持するとともに、主として基本教練を演練し、基本動作及び分隊程度の指揮能力を向上させる。</p>	<p>基地防衛の基礎となる戦闘について、小隊程度の指揮能力を修得させる。</p>
体	育	<p>自衛官として必要な体力及び敢闘精神その他の精神要素を養う。</p>	<p>自衛官として必要な体力及び敢闘精神その他の精神要素を養う。</p>	<p>自衛官候補生課程、新隊員課程及び一般空曹候補生課程において養成した体力等の維持向上に努める。</p>	<p>自衛官として必要な体力及び敢闘精神その他の精神要素を向上させるとともに、基礎的な体育指導能力を修得させる。</p>	<p>自衛官として必要な体力及び敢闘精神その他の精神要素を養う。</p>	<p>空曹予定期間及び初任空曹課程において養成した体力等の維持向上に努める。</p>	<p>体育訓練について、管理技法を習得させる。</p>

別表第5

航空学生及び飛行幹部候補生の各課程における共通の主要教育事項の教育目標

<p>課程名 主要教育事項</p>	<p>航空学生課程</p>	<p>地上準備課程及び初級操縦(T-7)課程</p>	<p>初級操縦教育の各課程(初級操縦(T-7)課程を除く。)及び初級戦技教育の各課程並びに航法課程</p>	<p>飛行幹部候補生課程</p>
<p>精神教育</p>	<p>1 国防の重要性と自衛隊の使命を理解させる。 2 自衛官、特に将来航空機とう乗員として必要な心構えを修得させる。 3 将来進展性のある人格形成の素地を与える。</p>	<p>1 自衛隊の使命に対する信念を修得させる。 2 航空機とう乗員として任務遂行上必要な心構えを修得させる。</p>	<p>1 自衛隊の使命について強固な信念を確立させる。 2 操縦幹部又は航法幹部としてそれぞれの機種に応じて任務遂行上必要な心構えを修得させる。</p>	<p>一般幹部候補生課程に同じ。</p>
<p>服 務</p>	<p>飛行幹部候補生として服務するに必要な諸法規その他の事項を理解させるとともに、飛行幹部候補生としてのしつけを修得させる。</p>	<p>技術の教育とあいまって、航空機とう乗員又は飛行幹部候補生としての服務要領の概要を修得させる。</p>	<p>技術の教育とあいまって、初級の操縦幹部又は航法幹部としての服務要領を理解させる。</p>	<p>一般幹部候補生課程に同じ。</p>
<p>防 衛 学</p>	<p>次の各号について、その概要を理解させる。 (1) 国防の意義 (2) 国防制度 (3) 航空部隊及び航空部隊運用の特質 (4) 近代航空戦の特質</p>		<p>将来初級の操縦幹部又は航法幹部として必要なそれぞれ指定される機種の飛行部隊及びその協力部隊に関する組織、行動、運用、業務、協同要領等について、その概要を理解させる。</p>	<p>一般幹部候補生課程に同じ。</p>
<p>普 通 学</p>	<p>1 航空機とう乗員として必要な航空工学、電子工学等についての基礎的知識を付与する。 2 将来幹部として必要な識能を向上させるための素地を与える。</p>	<p>地上準備課程においては、英語能力を別に示す練度に向上させるとともに、航空機とう乗員として必要な事項について、その基礎を理解させる。</p>		<p>主として、防衛学の基礎となる一般教養に関する事項を理解させる。</p>
<p>教 練</p>	<p>1 基本教練の基本動作を完成させるとともに分隊程度の部隊の指揮</p>	<p>1 航空学生課程教育に連係し、主として基本教練を演練させる。 2 飛行教育の課</p>	<p>1 主として基本教練を演練し小部隊の指揮に習熟させる。 2 飛行教育の各課程を通じ段階的に拳銃</p>	<p>1 小部隊の基礎的な指揮能力を習得させる。 2 拳銃射撃に習熟</p>

	<p>能力を修得させる。</p> <p>2 基地防衛の基礎となる戦闘教練の各個の動作を完成させるとともに、分隊程度の部隊の指揮能力を習得させる。</p> <p>3 地上火器の取扱いに習熟させ、射撃を体験させる。</p> <p>4 責任感その他精神要素を養う。</p>	<p>程においては、 拳銃射撃を体験させる。</p>	<p>射撃に習熟させる。</p>	<p>させる。</p>
体 育	<p>航空機とう乗員として必要な体力及び精神要素を養う。</p>	<p>航空学生課程で養成した体力等を維持向上させる。</p>	<p>将来、初級の操縦幹部又は航法幹部として勤務するのに必要な体力等を概成させる。</p>	<p>1 初級の操縦幹部又は航法幹部として必要な体力等を維持向上させる。</p> <p>2 初級の幹部自衛官として必要な基礎的な体育指導能力を修得させる。</p>

別表第6

一般幹部候補生、医科歯科看護科幹部候補生、3尉候補者及び初級操縦教育の各課程等における共通の主要教育事項の教育目標

課程名 主要教育事項	一般幹部候補生課程	医科歯科看護科幹部候補生課程	3尉候補者課程	初級操縦教育及び初級戦技教育の各課程並びに地上準備課程及び航法課程並びに初級の幹部術科課程
精神教育	1 幹部自衛官としての強固な使命感を養う。 2 初級の幹部自衛官として、任務遂行上必要な心構えを修得させる。	1 幹部自衛官としての使命感を養う。 2 初級の医官、歯科医官又は看護官として、任務遂行上必要な心構えを修得させる。	一般幹部候補生課程に同じ。	1 幹部自衛官として強固な使命感を確立させる。 2 各特技の初級の幹部自衛官として、任務遂行上必要な心構えを修得させる。
服 務	1 初級の幹部自衛官として、服務上必要な諸法規を理解させるとともに、服務要領の概要を修得させる。 2 服務指導について理解させる。	1 初級の医官又は歯科医官として、服務上必要な諸法規を理解させるとともに、服務要領の概要を修得させる。 2 航空衛生業務の基礎的知識を習得させる。	1 初級の幹部自衛官として、服務上必要な諸法規を理解させるとともに、服務要領の概要を修得させる。 2 服務指導能力を向上させる。	1 技術の教育とあいまって、初級の幹部自衛官としての服務要領を修得させる。 2 服務指導に関する知識及び技能を向上させる。
防 衛 学	他の教育事項とあいまって、初級の幹部自衛官として必要な指揮、管理及び航空作戦についての概要を理解させる。	防衛一般及び管理についての基礎的知識を習得させる。	一般幹部候補生課程に同じ。	技術の教育とあいまって、それぞれの職域における初級の幹部自衛官又は編制単位部隊内の小隊長等として必要な部隊等の組織、行動、業務、協同要領等についてその概要を理解させる（初級操縦課程、地上準備課程及び及び航空医官課程除く。）
普 通 学	幹部自衛官として任務遂行上必要な一般教養に関する事項を理解させる。		主として、防衛学の基礎となる一般教養に関する事項を理解させる。	地上準備課程においては、英語能力を別に示す練度に向上させるとともに、航空機とう乗員として必要な事項について、その基礎を理解させる。
教 練	1 基本教練においては、小隊程度の部隊の指揮能力を習得させる。 2 基地警備については、小隊程度の部隊の基礎的な指揮能力を習得させる。 3 基地防空については、小隊程度の部隊の指揮要領の概要を理解させる。 4 航空自衛隊装備の地上火器の取扱いに習熟させ、射撃の練度を向	1 基本教練の基本動作を修得させる。 2 拳銃射撃を体験させる。	一般幹部候補生課程に同じ。	1 一般幹部候補生課程、医科歯科看護科幹部候補生課程又は3尉候補者課程で修得した事項について演練させる。 2 飛行教育の各課程を通じ段階的に拳銃射撃に習熟させる。

	上させる。			
体 育	<ol style="list-style-type: none"> 1 初級の幹部自衛官として必要な体力を養うとともに、基礎的な実技能能力及び体育指導能力を習得させる。 2 敢闘精神その他の精神要素及びチームワークを養う。 	初級の医官、歯科医官又は看護官として必要な体力及び精神要素を養う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 3尉候補者として必要な体力を維持向上させるとともに、初級の幹部自衛官として必要な精神要素を養う。 2 初級の幹部自衛官としての基礎的な体育指導能力を習得させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 術科教育の各課程においては、総合的に体力等を向上させる。 2 飛行教育の各課程においては、初級の操縦幹部又は航法幹部として勤務するのに必要な体力等を向上させる。

第1 目的及び用語の意義

1 目的

この要領は、隊訓第42条に規定する飛行教育及び達本文別表第5(その1)に掲げる準課程講習(以下「飛行教育等」という。)修習中の学生の操縦に関する能力の審査の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「操縦能力」とは、航空機の操縦に必要な知識、技能、精神力及び体力をいう。
- (2) 「操縦力審査」とは、学生の操縦能力の実態が現在受けている飛行教育等の目的及び審査基準に対して適合しているか否かを調査し、当該学生の飛行教育等の継続の可否について判定することをいう。

第2 審査基準

1 一般審査基準

操縦能力審査は、航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1号)及び航空自衛隊航空身体検査規則(昭和54年航空自衛隊達第19号)に規定する合格基準並びに航空機操縦要員心理適性検査規則(昭和37年航空自衛隊達第1号)に規定する判定基準によるほか、次に定める一般審査基準により行うものとする。

- (1) 航空従事者技能証明を有する学生の飛行教育各課程における一般審査基準は、当該課程の目的及び教育目標による。
- (2) 航空従事者技能証明を有しない学生の飛行教育各課程における一般審査基準は、当該課程の目的及び教育目標によるほか、次による。
 - ア 初級操縦課程にあつては、基本操縦(T-4)後期課程、基本操縦(T-400)課程又は基本操縦(T-400)課程(長期)に進むことができる見込みがあること。
 - イ 基本操縦(T-4)前期課程にあつては、基本操縦(T-4)後期課程又は基本操縦課程(T-400)課程に進むことができる見込みがあること。
 - ウ 基本操縦課程(T-4)後期課程にあつては、戦闘機操縦(F-15)課程又は戦闘操縦(F-2)課程に進むことができる見込みがあるとともに航空従事者技能証明及び計器飛行証明の付与についても見込みがあること。
 - エ 基本操縦(T-400)課程及び基本操縦(T-400)課程(長期)にあつては、輸送機操縦(C-1)課程、輸送機操縦(C-2)課程、輸送機操縦(C-130)課程、救難操縦(U-125A)課程又は救難操縦(UH-60J)課程に進むことができる見込みがあるとともに航空従事者技能証明及び計器飛行証明の付与についても見込みがあること。
- (3) 準課程講習における一般審査基準は、達本文別表第5(その1、その2)の表のそれぞれの準拠課程の基準又は当該講習の目的及び別に示す教育目標による。

2 細部審査基準

細部の審査基準については、達本文第8条に定める課程教育実施基準の作成者並びに講習担当者が、前項に規定する一般基準に基づき定める。

第3 審査の実施

1 審査委員会における審査

- (1) 課程教育実施部隊等の長及び講習担当者は、学生が達本文第20条に該当する場合には、当該学生に対する教育を停止し、第4に規定する操縦能力審査委員会(以下「委員会」という。)に能力審査を命ずる。
- (2) 委員会は審査を命ぜられた学生の操縦能力について審査し、その結果を、命ぜられたものに答申する。ただし、審査の結果、技能証明を有する学生の技能証明又は限定事項の取消し又は停止を要すると判定される場合には、航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達(昭和42年航空自衛隊達第3号)第11条に規定する航空従事者資格審査委員会に付議することをあわせて答申する。

2 委員会の判定

委員会の判定は、次の各号に定める区分による。

- (1) 現行の教育を継続する。(教育継続)
- (2) 次期以降の課程に延期する。(次期編入)
- (3) 学生を免ずる。(学生免)

3 審査結果の決定

- (1) 教育継続の決定は、課程教育実施部隊等の長及び講習担当者が行う。
- (2) 次期編入又は学生免の決定は、防衛大臣直轄部隊の長が行う。
- (3) 航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官は、前(2)の決定に先立ち、要すれば当該司令部の委員会により第2次審査を行わせるものとする。

4 教育の再開

課程教育実施部隊等の長又は講習担当者は、教育継続を決定した場合には、当該学生に対する教育を直ちに再開する。

5 実施についての統制

航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官は、隷下の課程教育実施部隊等の長の定める能力審査について統制を行うものとする。

第4 委員会

1 設置

委員会は、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び課程教育実施部隊等の長並びに講習担当者が、必要のつどそれぞれの部隊等ごとに設置する。

2 構成及び運営

委員会の構成及び運営は次による。

- (1) 委員会は、委員長のほか、通常4名以上の委員をもって構成し、このほか書記若干名を置く。
- (2) 委員長は、飛行群司令、飛行教育群司令、司令部等の部長又はこれに準ずるものをもってあてらる。
- (3) 委員長は、必要に応じ参考人を会議に参加させ、その意見を聞くことができる。
- (4) 委員会を設置する部隊等の長は、委員会の運営等の細部要領について定めるものとする。